

イシュー・セイリアンスの測定*

刑事政策を事例にして

京 俊 介

目次

1. はじめに
2. イシュー・セイリアンスと政策形成過程
 2. 1 イシュー・セイリアンスによる政策形成過程の類型化
 2. 2 イシュー・セイリアンスの測定に関する課題
3. イシュー・セイリアンスの測定
 3. 1 先行研究
 3. 2 日本の政策形成過程分析の文脈で利用可能なデータと方法
 3. 3 イシュー・セイリアンスの量的把握
 3. 4 イシュー・セイリアンスの質的把握
4. おわりに

* 本稿は科学研究費補助金・基盤研究(A)「公共政策の総論的分析」(研究代表者:真淵勝・京都大学教授, 課題番号25245019)による研究成果の一部である。本稿の草稿段階では, 同研究プロジェクトの会議においてメンバーの先生方からコメントをいただいた。また, 行政共同研究会(2015年4月26日於首都大学東京)および日本行政学会2015年度研究会ポスターセッション(2015年5月9日於沖縄県男女共同参画センターていりる)にて報告の機会を得て, 参加者の先生方からもコメントをいただいた。記して感謝申し上げる。

1. はじめに

本稿の目的は、イシュー・セイリアンス (issue salience : 以下, IS) に注目して日本の政策形成過程の分析を行う際に、それをどのように測定・操作化すればよいのかを示す手掛かりを提供することにある。ISとは様々に定義される概念であるが、代表的なものとしては、「平均的な有権者にとっての、他のイシューと比較しての重要性」(Culpepper 2011) と定義され、ISが高い状況とは、「争点が顕在化し、有権者が高い関心を寄せている状態」(松田 2006) であるといえる。

ISの高低によって政策形成過程に参加するアクターや特に影響力をもつアクターが異なり、政策帰結もどのアクターの政策選好に近いかという点で異なるものになりうることは、いくつかの研究で指摘されている。しかしながら、ISを客観的に測定・操作化する方法については、十分に研究されているとはいえない。特に、日本を対象とする文脈においては、ISを客観的に測定した分析が極めて少なく、日本の政策形成過程の研究者にとっては、どのようなデータおよび方法が利用可能であるのかが十分に明らかでない。

そこで本稿では、日本の政策形成過程の分析を前提として、ISを測定・操作化するために利用可能なデータおよび方法を提示する。その際、刑事政策における少年法に関する政策領域を具体的な政策形成過程の事例としてとりあげる。いうまでもなく、筆者は、この政策領域がISの測定に対して直ちに一般化可能な知見を示すものであるとは考えていない。しかしながら、少年法は時期によってISが大きく変化しているとみられる政策領域であるため、ISが高い時期と低い時期の比較や時系列的な変化について検討する素材を提供するものであるという点において、ISの測定・操作化の方法を考える際にとりあげる価値があるといえよう。

本稿は以下のように構成される。2では、ISを測定・操作化することが政策形成過程分析にとってどのような意義をもつのかについて、IS

の高低によって政策形成過程が異なる様相を示すことを指摘した代表的な研究を検討することによって明らかにする。3では、ISを測定・操作化する方法について、主に他国の政治を対象としてISの測定を行っている先行研究について整理し、日本の政策形成過程分析の文脈において利用可能なデータと方法について検討した後、少年法の政策領域を事例としてISを測定する。その際、計量テキスト分析の手法を用いて、ISを量的に測定するだけでなく質的に捉えることを試みる。4では、本稿で得られた知見をまとめるとともに、今後の課題について検討する。

2. イシュー・セイリアンスと政策形成過程

政策形成過程がISの高低によって異なる様相を示すことは、いくつかの研究によって指摘されている。ここでとりあげるのは、Gormley (1986), Culpepper (2011), 京 (2011), および、原田 (2013) の4つの研究である。前三者の研究に共通しているのは以下のような議論である。すなわち、ISが高いということは、有権者が当該政策に相対的に強い関心をもっているということである。それゆえ、有権者の関心の動向を敏感に感じ取る政治家には、当該政策領域に関心をもつインセンティブが生じる。政策帰結に強い影響力をもつ政治家が積極的に関与するようになれば、政策形成過程の様相が変容する。しかしながら、その結果としてその政策領域における政策形成過程が常に政治家優位となるわけではない。ISとは独立した要因の存在により、政治家の関与のあり方にはバリエーションが生じ、政策帰結への影響力にも限界があることが指摘されている。原田 (2013) の議論は、政治家の関与ではなく、組織レピュテーション (organizational reputation) という概念から、ISの高低によって行政機関によるイシューへの関与の仕方が変化することを指摘している点で前三者とは異なるが、ISによって政策形成過程の主要アクターが異なるものになるという点では一致している。

表1 規制政策の類型

		政策の複雑さ	
		低	高
IS	高	公聴会政治	手術室政治
	低	ストリートレベルの政治	重役室政治

出典：Gormley (1986 : 607)

表2 支配的アクターと行動原理

		政策の複雑さ	
		低	高
IS	高	政治家 (再選動機)	幹部官僚 (専門規範)
	低	ストリートレベル官僚 (標準作業手続き)	ビジネス団体 (経済的動機)

出典：Gormley (1986 : 615)

2. 1 イシュー・セイリアンスによる政策形成過程の類型化

2. 1. 1 Gormley (1986) の類型

IS に注目しながら政策領域を類型化し、各類型における政策形成過程の様相の相違を指摘した初期の研究として、Gormley (1986) があげられる⁽¹⁾。彼は、イシュー・ネットワークのあり方に焦点を当てながら、IS と政策の複雑性 (complexity) という2つの軸によって規制政策を類型化した (表1)。また、それらの類型におけるイシュー・ネットワークにおける支配的アクターとその行動原理について明らかにすることにより、その政策領域における政策帰結がどのようなものになるかを予測する材料を提供している (表2)。

IS が高く、政策の複雑性が低い政策領域 (表1 左上) は、「公聴会

(1) 原田 (2014) にも詳しく紹介されている。

(Hearing Room) 政治」と名付けられる。メディアによる報道が多くなされ、複雑性が低いため一般の有権者にとってはイシューに関する理解が容易である。政治家は公聴会を通じて市民の意見を聴取する。具体的な政策領域としてあげられているのは、アフーマティブ・アクション規制、銃規制、人工妊娠中絶やポルノグラフィ販売規制などである。この領域における支配的アクターは再選動機によって動く政治家である(表2左上)。

ISが高く、政策の複雑性も高い政策領域(表1右上)は、「手術室(Operating Room) 政治」と呼ばれる。市民団体は関心をもつものの、その影響力は政策の複雑性によって弱められる、政治家の役割もほとんどが純粹に手続き的なことに限られる。具体的には、原子力規制や各種の環境規制、医薬品規制などが想定されている。この領域においては、専門規範を行動原理とする幹部官僚が支配的なアクターとなる(表2右上)。

ISが低く、政策の複雑性も低い政策領域(表1左下)は、「ストリートレベル(Street Level)の政治」である。政治家や市民団体が関心をもたず、メディアも注目しない。この類型の政策領域に参加する主たるアクターは、ストリートレベル官僚と被規制企業であり、具体的な政策領域としては、建築確認、酒類の販売免許等があげられている。この領域では、ストリートレベル官僚が標準作業手続き(SOP: standard operating procedures)に従って政策決定を行う(表2左下)。

ISが低いが政策の複雑性が高い政策領域(表1右下)は、「重役室(Board Room) 政治」である。これは、パワーエリートによる政策形成にとっては好ましい条件である。なぜなら、イシューが認識されにくいため、一般の有権者は政策形成過程から事実上排除されるし、メディアも深く掘り下げるインセンティブをもたない。また、政治家については、たとえばそのイシューに強く関連する委員会のメンバーなどごく一部が深く関与するかもしれないが、同僚議員に対しても関与するよう説得するのは困難である。さらに、この領域における紛争は通常の場合自

表3 IS, 制度の公式性, ガバナンス空間

		形成する制度の公式性	
		非公式ルール	公式ルール
IS	高	社会的パートナー交渉	党派的論争
	低	私的利益による統治	官僚ネットワーク折衝

出典 : Culpepper (2011 : 181)

律的に解決しうるものであり、司法の介入も起こりにくい。具体的な政策領域として想定されているのは、銀行や保険の業界規制、独禁法規制、通信や交通に関する規制である。この政策領域における支配的アクターは、経済的動機を行動原理とするビジネス団体である (表2右下)。

2. 1. 2 Culpepper (2011) の類型

基本的には Gormley (1986) の類型における「重役室政治」に属するとみられる政策領域である企業統治の分野における敵対的買収規制が、メディアの注目を浴びてそのISを上昇させ、そのことが当該イシューについての詳細な報道を呼び込んだために政策の複雑性の低下を招き、一時的に「公聴会政治」に近付いたことを示したのが、Culpepper (2011) である。彼は、ISに加えて、その政策形成過程において形成される制度の公式性によって類型化を行った (表3)。

ISが高く、形成されるルールが法律等の公式の形をとるときは、政策形成過程は党派的論争 (Partisan contestation) の様相を帯びる (表3右上)。議会が中心的なアリーナとなり、中心的なアクターは政治家および政党であり、その政治的リソースは議席数と世論の支持である。このようにISが高く、公式ルールが優先される領域のイシューとして、年金制度があげられている。

ISが高いものの、アジェンダとなっているルールが法律等ではない非公式なものである場合には、たとえ有権者が高い関心をもっているも

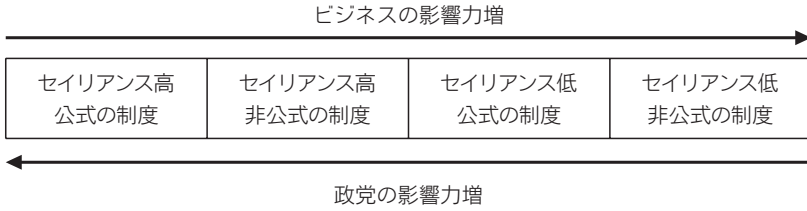


図1 政治的影響力の決定要因としてのISと制度の公式性

出典：Culpepper (2011：190)

そのルール形成の過程に介入することはできない。具体的なイシューとしては、賃金交渉ルールが想定されている。この場合、関与することができるのは経営者団体や労働組合である。それらの団体は対立することも多いが、対立が深刻になって政府が介入し、アーリーが議会に移ってしまうと、互いに不利益になることがあるという点で利害が一致している。それゆえこの政策形成過程は「社会的パートナー交渉 (Social partner bargaining)」と名付けられている (表3左上)。

ISが低い、形成されるルールが法律等の公式の形をとるときは、政治家は官僚に政策形成を委任するため、政策決定の実質的な権限をもつのは官僚制である。利益団体側もそれを理解しているため、政策形成は官僚制とそれを取りまく利益団体による政策ネットワークの間の交渉を意味する「官僚ネットワーク折衝 (Bureaucratic network negotiation)」によって行われる (表3右下)。職業訓練が具体的なイシューとして想定されている。

ISが低く、形成されるルールが非公式なものである場合は、「私的利益による統治 (Private interest governance)」の様相を帯びる (表3左下)。企業統治に関するイシューは、多くの場合、この領域に属する。この領域においては、経営者団体が支配的アクターとして政策帰結に強い影響を及ぼす。

以上の議論をビジネスの影響力が強い、それとも政党の影響力が強い、かという観点から次元に整理したのが図1である。ISが高いほど

表4 アクター間の関係が導く政策帰結

		利益集団がもつロビイングへの誘因	
		あり	なし
I S	高	政治家の政策選好	政治家と官僚の政策選好の間
	低	利益集団と官僚の政策選好の間	官僚の政策選好

出典：京 (2011 : 236)

政党の影響力が強まり、ISが低いほどビジネスの影響力が強くなることが示されている。

2. 1. 3 京 (2011) の類型

Culpepper (2011) が対象とした企業統治の分野におけるISは、多くの場合において低いが、スキャンダル等によってISが上昇することがある。これに対して、京 (2011) は、常にISの低い著作権政策の領域を具体的な分析対象としながらも、ISが高い政策領域との比較の観点から、ISおよび政策形成過程における利益集団がもつロビイング⁽²⁾ (lobbying) への誘因という2つの軸によって、政策形成過程におけるアクター間の相互作用とそこから導かれる政策帰結を類型化した (表4)。

ISが高い場合には、政治家がその政策分野に関する政策選好を予めもっており、制度的に優位な立場を有している政治家の政策選好が政策として実現しやすい。ただし、政治的本人である政治家と政治的代理人である官僚制との間には、政策に関する情報の非対称性に起因するエージェンシー・スラックが存在し、これを利用して官僚が政治家の政策選好に沿わない政策を作る可能性が残る。こうした逸脱行動を抑制するか

(2) ここでは、「継続的かつ形式的な規則を有している実体的な組織」(森 2011 : 96) であるか否かに関わらない人々の集まりを想定しているため、あえて「利益団体」ではなく「利益集団」の語を用いている。

を左右するのが、利益集団が「火災報知器」型監視 (McCubbins and Schwartz 1984) を行って政治家への「通報」となるロビイングを行う誘因をもつか否かである。利益集団がロビイングの誘因をもつ場合には、エージェンシー・スラックは小さく、相対的に政治家の政策選好が政策帰結に反映されやすい (表4左上)。逆に、利益集団がロビイングの誘因をもたない場合には、エージェンシー・スラックが大きく、相対的に政治家の政策選好と政策帰結の間の乖離は大きくなりやすい (表4右上)。

他方、ISが低い場合には、政治家は予め政策選好をもたず、基本的には官僚制に政策形成を委任する。利益集団がロビイングの誘因をもつ場合、すなわち、政治家に提供する利益等、ロビイングにかかるコストをかけてでも、その政策に関心をもたない政治家を政策形成過程に介入させて自己の望む政策を実現させる誘因をもつ場合には、官僚はそういった状況を勘案した戦略的な「予測的対応」を行い、結果として政策帰結は利益集団と官僚の政策選好の間のどこかに実現する (表4左下)。逆に、利益集団がロビイングの誘因をもたない場合には、官僚による自律的な政策形成を阻害する要因が存在しないため、官僚の政策選好に沿う政策帰結が実現する (表4右下)。

2. 1. 4 原田 (2013) の類型

原田 (2013) は食品安全行政を素材として、組織レピュテーション論を援用しながら、イシューをISとリスク事象の発生確率によって類型化した場合に (表5)、規制行政機関がどの類型に関心をフォーカスするかについての議論を提示した。

どのようなタイプの規制行政機関であっても、表5の の類型の場合にそのイシューに敏感に反応し、 の類型の場合には反応しないことは明らかである。問題となるのは および の類型であるが、原田 (2013) は、ISによって政策帰結が変化するという因果関係を想定しつつ、その際に組織レピュテーションが主要な媒介変数として機能すると

表5 規制行政機関の関心の類型化

		リスク事象の発生確率	
		高	低
I S	高		
	低		

出典：原田 (2013: 210) を修正

いうことを強調する。「専門集団としての規制行政機関」は「科学的専門知識に対するレピュテーション」を志向し、セイリアンスの高低よりは科学技術的なリスク事象の発生確率に反応するため、**よりも**の種類のイシューに関心をフォーカスする。他方、「市民の守護者としての規制行政機関」は、「メディアにおける市民の安全の守護者としてのレピュテーション」を志向し、科学技術的なリスク事象の発生確率よりもセイリアンスの高低に敏感に反応するため、**よりも**の種類のイシューに関心をフォーカスする。

2. 2 イシュー・セイリアンスの測定に関する課題

以上概観したISによって政策形成過程の類型化を行った4つの研究が示しているように、ISの高低によって各アクターが政策形成過程に参加する際のインセンティブが影響を受けるため、政策形成過程における主要アクターがISによって異なるものとなる。また、政策の複雑性 (Gormley 1986)、形成される制度の公式性 (Culpepper 2011)、および、関係する利益集団のもつロビイング能力によって (京 2011)、政策形成過程に参加するアクター間の影響力関係が異なるものとなり、結果としてそこから産み出される政策帰結にもバリエーションが生じる。このように、政策形成過程分析を行う際には、分析対象とする具体的な政策および政策領域、あるいは対象とする時期のISを把握しておくことにより、特定の政策および政策領域全体における政策形成過程の大きか

なパターンを捉えることが可能となるだろう。

以上のように、ISは政策形成過程分析を行う際に政策帰結および政策形成過程の状況に対する重要な説明変数となりうるものであるが、それを適切に測定・操作化する方法については課題が残されている。他国を対象とした研究においては、以下で先行研究を検討する通り、特に2000年代前半から特にアメリカにおける裁判に関するISを測定する文脈において、いくつかの操作化の方法が提示されている。さらに近年では、ヨーロッパ政治研究の文脈において、特にその操作化の手法の妥当性に関する研究が増加している。しかしながら、日本の政策形成過程を分析する際に、どのようなデータを用いて操作化すべきなのは、未だ明らかでない。日本の政策形成過程分析の文脈においてISを明確に分析枠組みに取り入れて実証研究を行ったのは、管見の限り京(2011)が初の試みであると思われるが⁽³⁾、その研究においても、ISは操作可能な形に置き換えられていない。また、伊藤(2002)は、マスメディア報道の件数(新聞の見出し件数および関連記事件数)を測定することによって自治体の政策の検討状況との関連を探っており、これは以下に示すISの測定方法とかなりの程度類似するものである。しかしながら、それは自治体が当該政策について検討するか否かというアジェンダ・セッティングへの影響があったかに主眼をおいているという点で、アジェンダ・セッティングを包含する政策領域自体の特徴を捉えて類型化しようとする、ISに関する理論に基づく実証分析を発展させるには限界をもつといえよう。

そこで、以下では、ISを測定・操作化するためにどのようなデータを利用しうるのであるのかについての知見を得るために、主として他国の政治を分析対象とする先行研究の検討を行う。それを踏まえ、日本の政策形成過程分析の文脈において利用しうるデータや手法について検討し、具体

(3) ただし、理論構築の文脈においては、松田(2006)がISをゲーム理論モデルに組み込んでいる。

的な政策形成過程の事例に則して、ISを複数のデータによって測定・操作化しつつ、データごとの特徴やデータ間の関係を可能な限り明らかにする。この作業により、日本の政策形成過程を分析しようとする研究者に対し、ISを分析枠組みに取り込み、それを測定・操作化しようとする際の足場を提供することができるものと思われる。

3. イシュー・セイリアンスの測定

本節では、ISを測定・操作化する方法について検討する。1であげた「平均的な有権者にとっての、他のイシューと比較しての重要性」というISの定義に基づいて考えれば、ISを測定するのに最も適したデータは、「あなたにとって最も重要な問題は何ですか」といった質問項目を設けている世論調査の結果であると直感的には思われる。この質問項目によってISを測定すること自体がもつ問題点は、政治行動論の文脈においても既に指摘されているが⁽⁴⁾、政策形成過程分析を行う多くの場合においては、そもそもこのような世論調査データをその政策領域のISを測定する際に利用することができない。なぜなら、世論調査の質問項目に選択肢として含まれているということは、少なくとも調査票を設計した研究者がそのイシューについての有権者の認識を尋ねたいと思っており、それは多くの場合においてISがその時点で一定程度の高さを保っているか、過去に高かったことを意味していると考えられるからである。セイリアンスが低いと誰もが考えるイシューについては、有権者が重要だと思っているかどうかについて調査する価値がなく、ISが高まったときに初めて調査項目に現れるはずである。このような問題とも関連するが、特定の政策の形成過程を研究する者にとっては、まさに自分が対

(4) Wlezien (2005) によれば、この質問項目はISが内包している2つの側面、すなわち、そのイシューが「重要」かどうかという側面と、そのイシューが「問題」かどうかという側面を混同している。

象とする政策やイシューそのものについての質問項目を含んでいる継続的な世論調査データを入手できることは、ほばないといつてよいだろう。⁽⁵⁾

また、仮に世論調査データの利用が可能な場合であっても、政治的エリートにとってのISはそれとは異なる場合がある。ISが政策形成過程において実際に意味をもつのは、有権者の注目を前提とした政治的エリートの行動がある場合である。たとえ有権者があるイシューを重要だと認識していても、それが投票行動などに結び付くと政治家が認識するのしなければ、政策形成過程は変化しない。このように考えれば、政策形成過程に影響を与えうるISを測定するという目的に照らして、世論調査データが必ずしも最適なデータであるとはいえず、政治的エリートの認識を捉えうる別の指標を探す必要があるといえる。以下、3.1では、主に他国の政治を対象としてISの測定を行っている先行研究について、どのようなデータを利用しているのかという観点から整理する。

3.1 先行研究

以上のような問題を前提として、世論調査データ以外によってISを測定する際に最も一般的に利用されているのは、メディアによるそのイシューへの注目度(media attention)である。ただし、用いるデータは様々である。

ISを測定する多くの研究において参照されているのは、アメリカの裁判例に対する注目度を測定する際に、その裁判例を取り扱った新聞記事の件数を用いたEpstein and Segal (2000)である。⁽⁶⁾彼女らは、政治

(5) たとえば、筆者は日本の著作権法をめぐる政策形成過程の分析を行ってきたが(京2011)、筆者が研究を行うまで、日本政治研究の文脈で著作権法の改正過程を研究した政治学者はいなかった。当然のことであるが、それに関連する継続的な世論調査データを得ることは不可能であった。

(6) Web of Scienceによると、被引用数は139回である(2015年5月13日現在)。ただし、引用している全ての論文がISの測定について論じる際に引用しているとは限らない。

的エリートの認識するISは一般有権者のそれとは異なり、サーベイで測定することはできないという問題意識に基づき、アメリカの地方紙の中でも相対的に全国ニュースを掲載する傾向のある *New York Times* の1面に限定して記事件数をカウントすることによって、連邦最高裁の裁判例のISを測定した。新聞記事の件数によってISを測定する研究は多い⁽⁷⁾。上述した Culpepper (2011) も彼女らの研究を引用しつつ、仏・蘭・日・米4ヶ国の一般紙や経済紙における記事件数やその論調(frame)を捉えている。また、彼女らの示した手法によって測定したISを従属変数として、その変化を説明しようとする研究も現れている(Sill et al. 2013; Lowry and Joslyn 2014)。

新聞記事を用いるが、単純な記事件数からISを測定するのとは異なる手法を用いる研究もある。Helbling and Tresch (2011) は、欧州統合を事例として、ある特定の政党が新聞記事(各国において高級紙と大衆紙1紙ずつ)内で当該問題についての立場を表明した頻度(全体の論述に対する相対的な頻度)を測定した。彼らは、他の測定方法によって得られたデータ(世論調査、専門家調査、政党のマニフェスト)との相関係数の算出と主成分分析を行った結果として、新聞記事によって得られるデータは、他のデータとはISのもつ異なる側面を捉えていると結論付けている。

他方、同じくメディアによる注目を代替指標として設定するも、新聞記事ではなく雑誌記事の件数を用いる研究もある。Baumgartner and Jones (1993=2009) はメディアによるそのイシューへの注目度の変化が政策変化にとっての重要な説明変数であるとして、*Readers' Guide*

(7) Vining and Wilhelm (2011: 560) によれば、Epstein and Segal (2000) が示した *New York Times* によるISの測定方法を採用した研究は、2001~2008年において22件存在している。それ以外では、アメリカとEUにおけるロビイングの比較研究の文脈で *New York Times* と *Financial Times* の検索結果を用いた Mahoney (2007) があげられる。

*to Periodical Literature*の記事数を指標として用いている。Ringquist et al. (2003) も、その研究を踏襲して、それをISを測定する指標として用いている。EU研究の文脈では、Neshkova (2014) が *European Commission Library Catalog* の記事数 (英語によるもののみ) によってISを測定している。同じくEU研究の文脈で、Warntjen (2011) は、専門家による取捨選択の結果を測定できることに着目し、EUの立法活動を扱うニュースレターである *Agence Europe* の記事数を用いている。

メディア報道以外のデータを用いる研究には、政治的エリートの認識をより直接測定しようとするものがある。Netjes and Binnema (2007), Chaney (2013), および, Wagner and Meyer (2014) は, Comparative Manifest Projectのデータを利用して、政党の政権公約(マニフェスト)における特定の政策の他の政策に対する相対的な言及の多さによってISを測定している。EU研究の文脈においては、法案に付される理由(recital)の数(総数、および、既存のEU法を参照しているものを除いた数)によって測定する研究もある(Warntjen 2011)。また、日本を対象とする文脈においては、原田(近刊)が、パブリック・コメント手続を通じて提出された意見に対する官僚の応答性を説明する要因としてISに注目し⁽⁸⁾、規制の事前評価書の添付の有無によってISの高低を二值的に把握している⁽⁹⁾。

その他のデータを用いた研究としては、専門家に対するインタビュー調査に基づくものがある(Netjes and Binnema 2007; Warntjen 2011; Leuffen et al. 2014)⁽¹⁰⁾。また、特に近年においては、特定のキーワード

(8) ISが低い政策類型においては、パブリック・コメント手続を通じて意見を提出するアクターが事実上企業・団体等に限定される可能性に注目している。

(9) 未公開の論文の引用を許諾して下さった原田久先生に記して感謝申し上げます。

(10) Netjes and Binnema (2007) は、政党のマニフェストと専門家インタビュー、および、有権者(政党支持者)調査の測定結果を比較している。

がある時期にどれくらいインターネットの検索エンジンにおいて検索されたかを知ることのできる ‘Google Trends’ のデータを用いて IS を測定する可能性が、いくつかの問題があるという留保が付きながらも、示されている (Mellon 2013; Swearingen and Ripberger 2014)。

3. 2 日本の政策形成過程分析の文脈で利用可能なデータと方法

以上で検討したように、他国を対象とする研究において IS を測定する際に最も一般的に利用されているのは、メディアによるそのイシューへの注目度である。日本の政策形成過程を分析する際にも、このデータは重要であると考えられる。新聞記事については、いわゆる 4 大紙においては有料データベース (以下、DB) が整備されており⁽¹¹⁾、本稿ではそれらを利用する。ただし、「日経テレコン」における『日本経済新聞』記事の収録が1976年以降、「聞蔵 ビジュアル」(『朝日新聞』)、「ヨミダス歴史館」(『読売新聞』) および、「毎索」(『毎日新聞』) の3つのDBにおいては、1980年代半ば以降のデータしか利用できないため、相対的に長い期間のデータを集めたい場合には制約があるといえよう。雑誌記事については、週刊誌等の記事索引データを含む「大宅壮一文庫雑誌記事索引検索 Web 版」(タイトルおよびキーワード検索が可能) が1954年以降、および、「雑誌記事索引集成データベース『ざっさくプラス』」(タイトル検索のみ) が1947年以降と、新聞記事よりも長期間のデータを収集することができるが、新聞記事とは異なり、本文の検索ができない点に弱点がある。

政治的エリートの認識をより直接測定するデータとして、先行研究では政党のマニフェストのデータが用いられている。日本でも近年、候補

同様に、Warntjen (2011) は、専門家インタビューと法案に付される *re-cital* の数、および、ニュースレターの記事数の測定結果を比較している。

(11) 『産経新聞』については、DB の応答性が 4 大紙と比較すると貧弱であると感じられたため、利用することを断念した。

者や政党の公約のデータを整備する研究プロジェクトが進められており⁽¹²⁾、将来的にはこのデータについても利用可能性があるかもしれない。しかしながら、選挙と選挙の間の期間においても継続する政策形成過程を対象とする研究者にとって、選挙時のみをデータポイントとする公約のデータは、あまり意味をもたないと考えられる。政治家・政党の認識を測定するのであれば、むしろ、ある程度継続的なデータ⁽¹³⁾が入手可能な国会議事録が有用であろう。「国会会議録検索システム」は、1947年から全文が検索できるよう整備されている。

先行研究で利用可能性が示唆されている‘Google Trends’は、そもそもそのデータ自体に内在する問題に加えて (Mellon 2013 : 280), 2004年以降のデータしか手に入らないという制約がある。しかしながら、たとえばアメリカにおける著作権法をめぐる政治過程を分析した Herman (2013) のように、インターネット上における動きが重要な意味をもつ政策形成過程を分析しようとする研究者には、極めて容易に手に入る IS に関するデータとして重宝されるかもしれない。それゆえ、本稿ではこのデータについても触れることとする。

以上に示した通り、以下では、新聞記事 (4大紙のDB)、雑誌記事 (2種類のDB)、国会議事録 (「国会会議録検索システム」)、および、インターネット検索語 (‘Google Trends’) を用いて IS の測定を行う。その際、適宜 DB 間の比較を行うことによって、その DB の特性を把握することを試みる。セイリアンスを測定する具体的なイシューは、刑事政策領域における少年法をめぐる問題である。このイシューをとりあげ理由は以下の2点にある。第1に、このイシューは何度か一時的な注

(12) 候補者の選挙公約については、品田 (2000) など。政党の公約については谷口尚子らのグループがデータの整備を進めているようである。

(13) もちろん国会開会中に限られる。

(14) 後述するように、検索語を入力するだけで IS を直感的に把握することができる折れ線グラフを表示してくれる。

目を浴びているため、常にセイリアンスの高いイシューや常にセイリアンスの低いイシューとは異なり、1つの政策領域の中でISの変化が観察できるためである。第2に、筆者が当該政策形成過程の分析を目下のところ行っているため、政策形成過程分析を前提としてISの測定を行うという点で、政策形成過程分析を行う際にISに注目しようとする研究者にとって意義のある知見を提供できると考えるからである。

上記のDBを用いてISを測定する際に用いる方法としては、年または月ごとの記事等の件数を単純に集計するほか、属性（たとえば、新聞記事においては記事の種類、国会議事録においては発言があった委員会など）に分けた集計を行うことによって、ISの特徴の一端を捉えることを試みる。

また、ISの質的な側面を捉えるために、内容分析の手法を採用する。既に述べたように、Culpepper (2011) においてもメディアの論調に注目することによって、ISの質的な側面を捉えている。筆者も、各時期に当該イシューのどの側面が注目されたのかを内容分析によって明らかにすることによって、ISの量的側面だけでなく質的な側面が明らかになると考える。しかしながら、通常の内容分析の手法を用いる際には、客観性を担保するために複数のコーダーによる作業が必要とされる（有馬 2007）。これは、研究者が1人で行うことが多い（しかも大学院生である場合も多いと思われる）個別の政策形成過程分析を行う際には、ISを測定すること自体が研究の主たる目的ではないこともあって、非常に敷居が高い。そこで、客観性を担保した内容分析を手軽に行うことを可能にするソフトウェアである「KH Coder」⁽¹⁵⁾（樋口 2014）を利用することによって、ISの質的側面をできるだけ少ない労力で捉えることを試みる。

(15) 主たる目的は対象とする政策形成過程における何らかの政治的メカニズムの分析であろう。

3. 3 イシュー・セイリアンスの量的把握

以下では、DBごとに単純な集計または属性に分けた集計を行うことによって、ISの量的な把握を試みる。

3. 3. 1 新聞記事DB

まず、新聞記事DBによってISを量的に測定することを試みる。図2は4大紙のDBのそれぞれにおいて、少年法の政策領域に特に関係すると考えられる「少年法」、「少年犯罪」、「少年事件」、および、「少年非行」という4つの語を検索し、その検索ヒット件数を年ごとに合計した数値についてグラフ化したものである。⁽¹⁶⁾ また、表6は、それぞれの語についての検索結果について、新聞DB間の相関係数を求めた結果である。⁽¹⁷⁾

図2からは、新聞ごとに検索結果の上昇および下降の傾向に大きな差がないことが明らかである。どの新聞DBにおいても、1996年までは年間十数件程度までに収まっていたが、1997年から98年にかけて急激に増加し、2000年にピークを迎えている。表6に示す新聞DB間の相関係数の高さからも傾向に差がないことが裏付けられよう。図2右下の「少年非行」については若干のバラつきがあるようにみえるが、相関係数は最低でも0.78とかなりの程度高いため、上昇・下降の傾向についてはある程度一致しているがその際の記事件数が各紙において異なるということを示しているのであろう。少なくとも、少年法のISを量的に把握するに際しては、4大紙のDBのうちいずれを用いてもよいといえる。

(16) 検索対象は「見出し」および「本文」等(キーワードで検索できる場合はそれも含む)である。各紙、「東京本紙朝刊」(『朝日新聞』の場合)に概ね該当するもののみを検索対象とした。なお、読売新聞は検索範囲において「朝刊」の指定ができなかったため、検索結果から夕刊を除外する作業を行った。

(17) 各年をケースとし、それぞれの新聞DBにおける各検索語のヒット件数を変数とみなして算出した。たとえば、1986~2014年の29ケースについて、『朝日新聞』と『読売新聞』のそれぞれにおける「少年法」の検索ヒット件数を変数とした相関係数は0.97である、という意味である。

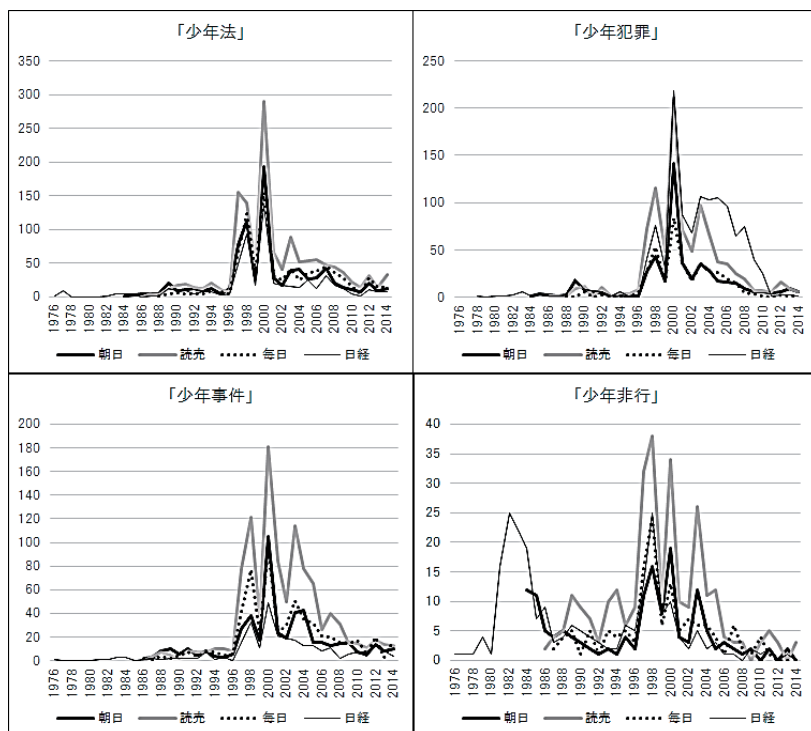


図2 新聞DB検索によって測定する少年法のISの量的側面

出典：筆者作成

少年法という、場合によってはイデオロギー的な側面（少年に成人と同じような刑罰を受けさせることを重視するか、あるいは、保護・矯正することを重視するか）をも含むイシューにおいて、新聞ごとにとりあげる頻度に差がないということは、興味深い発見である。ただし、頻度に差はないものの、その論調には違いがあるかもしれない。この点については3. 4. 1で検討する。

表7は、個別の新聞DBごとの中における4つの検索語の相関係数を求めたものである。⁽¹⁸⁾『日本経済新聞』における「少年非行」以外は概ね

(18) たとえば、『朝日新聞』における1984～2014年の31ケースについて、「少年法」と「少年犯罪」の検索ヒット件数を変数とした相関係数は0.94であ

表6 少年法に関する検索語についての新聞DB間の相関

「少年法」				「少年犯罪」			
	朝日	読売	毎日		朝日	読売	毎日
朝日	1.00			朝日	1.00		
読売	0.97**	1.00		読売	0.95**	1.00	
毎日	0.96**	0.94**	1.00	毎日	0.92**	0.98**	1.00
日経	0.98**	0.95**	0.97**	日経	0.85**	0.87**	0.89**
「少年事件」				「少年非行」			
	朝日	読売	毎日		朝日	読売	毎日
朝日	1.00			朝日	1.00		
読売	0.92**	1.00		読売	0.89**	1.00	
毎日	0.90**	0.96**	1.00	毎日	0.81**	0.89**	1.00
日経	0.89**	0.93**	0.94**	日経	0.80**	0.78**	0.90**

**p<0.01

出典：筆者作成

高い相関係数を示しており、それらが同じ年にどの新聞においても話題に上っていた傾向があることがわかる。『日本経済新聞』における「少年非行」の相関係数が低く、統計学的にも有意でないのは、他紙のDBのデータが整備されていない⁽¹⁹⁾1980年代前半において、「少年法」や「少年犯罪」、「少年事件」ではヒットしないのに対して、「少年非行」によってヒットした記事が多かったことによる。他紙のDBでも仮にこの時期のデータを含んでいれば同様の結果が生じたかもしれない。『朝日新聞』DBが1984年からのデータを含んでおり、その傾向がみえる。1983年には警察庁の統計において少年刑法犯検挙人員が実数でも少年人口比でも過去最大となり、少年の非行が社会問題となっていた。ここで興味深いのは、この時期における「少年非行」は、「少年犯罪」や「少年事件」とは異なるものとして捉えられており、警察の活動や学校教育のあり方についての議論を惹起したかもしれないが、「少年法」のあり方をめぐる議論とは結び付けられなかったということである。ここから、少年の

る、という意味である。

(19) 見出しのDBは存在する。

表 7 各新聞 DB における少年法に関する検索語間の相関

『朝日新聞』				『読売新聞』			
	少年法	少年 犯罪	少年 事件		少年法	少年 犯罪	少年 事件
少年法	1.00			少年法	1.00		
少年犯罪	0.94**	1.00		少年犯罪	0.95**	1.00	
少年事件	0.92**	0.97**	1.00	少年事件	0.91**	0.98**	1.00
少年非行	0.72**	0.69**	0.65**	少年非行	0.82**	0.83**	0.82**
『毎日新聞』				『日本経済新聞』			
	少年法	少年 犯罪	少年 事件		少年法	少年 犯罪	少年 事件
少年法	1.00			少年法	1.00		
少年犯罪	0.91**	1.00		少年犯罪	0.77**	1.00	
少年事件	0.95**	0.95**	1.00	少年事件	0.91**	0.83**	1.00
少年非行	0.76**	0.70**	0.77**	少年非行	0.29	0.01	0.20

**p<0.01

出典：筆者作成

成育をめぐる問題についての IS を測定するのであれば「少年非行」という語による検索を欠かすことはできないが、少年法のあり方をめぐる問題についての IS を測定する場合には、この語はそれほど重要性をもたないといえる。筆者の関心は少年法の改正を含む政策形成過程にあるため、後に行う分析には、「少年非行」を除く 3 つの語によって検索しているものもある。

3. 3. 2 雑誌記事 DB

次に、雑誌記事 DB による測定の結果をみる。図 3、表 8、および、表 9 は、新聞記事と同様に、2 種類の雑誌記事 DB につき 4 つの語で検索したときの検索ヒット件数と、DB 間および検索語間の相関係数を求めた結果をまとめたものである。2 つの DB の傾向は、新聞記事 DB ほどではないものの、ある程度強く相関している。また、1980 年代のデータを含む両 DB において、「少年非行」と他の検索語との相関が相対的

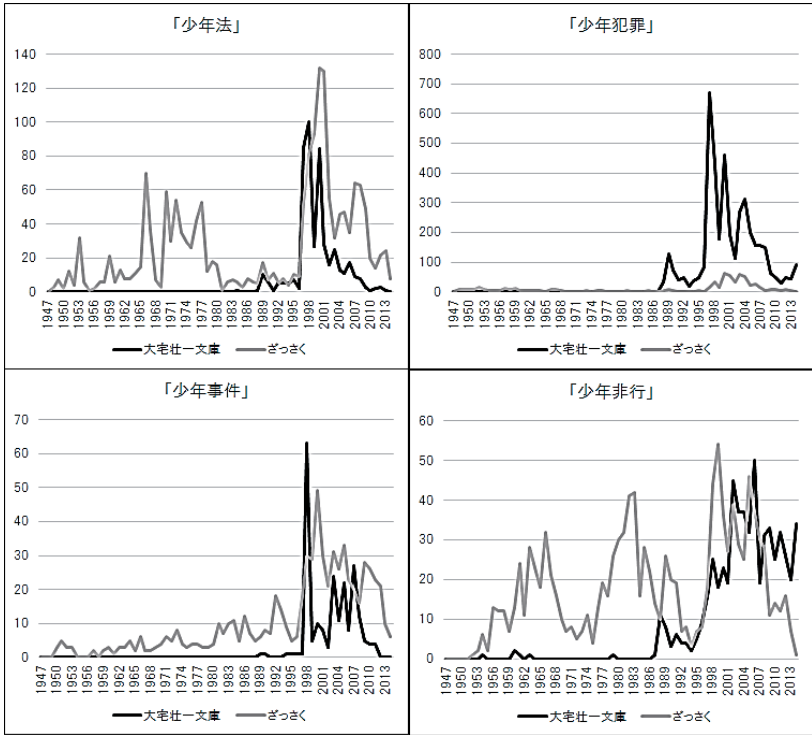


図3 雑誌DB検索によって測定する少年法のISの量的側面
出典：筆者作成

に弱いことも、『日本経済新聞』DBでみられた傾向と一致している。雑誌記事DB同士が新聞記事DB同士ほどには強く相関しない要因は、各索引DBの収録対象となっている雑誌の性質（週刊誌の類を含むか）に加え、「大宅壮一文庫雑誌記事索引検索Web版」が各記事に付されたキーワードを対象とした検索ができるのに対し、「ぎっさくプラス」が単にタイトルしか検索できないということにあるものと考えられる。

表 8 少年法に関する検索語についての雑誌 DB 間の相関

少年法	少年犯罪	少年事件	少年非行
0.62**	0.68**	0.58**	0.40**

**p<0.01

出典：筆者作成

表 9 各雑誌 DB における少年法に関する検索語間の相関

	大宅壮一文庫			ざっさく			
	少年法	少年犯罪	少年事件		少年法	少年犯罪	少年事件
少年法	1.00			少年法	1.00		
少年犯罪	0.91**	1.00		少年犯罪	0.66**	1.00	
少年事件	0.65**	0.59**	1.00	少年事件	0.68**	0.73**	1.00
少年非行	0.41**	0.58**	0.49**	少年非行	0.48**	0.41**	0.55**

**p<0.01

出典：筆者作成

3. 3. 3 IS の上昇・下降の要因

以上、メディアによるイシューへの注目度を IS の指標とした測定を行った。ここで、新聞記事事件数を IS の測定指標とした場合に、IS の上昇および下降が何によってもたらされているのかを、データをもって確認しておきたい。その理由は、以下 2 点にあげるような、新聞記事事件数を IS の測定指標とした場合になされうる指摘に答えておくためである。第 1 に、政治の側の争点コントロールによって (Riker 1982)、新聞記事事件数は左右される可能性があり、政策形成過程を説明する独立変数としての IS を捉える指標として用いるのは不適切なのではないか、という指摘である。第 2 に、新聞記事事件数は政策形成過程に影響を与える IS を捉えるというよりは、政策形成過程においてそのイシューについての議論が行われていることを報道しているに過ぎないのではないか、という指摘である。

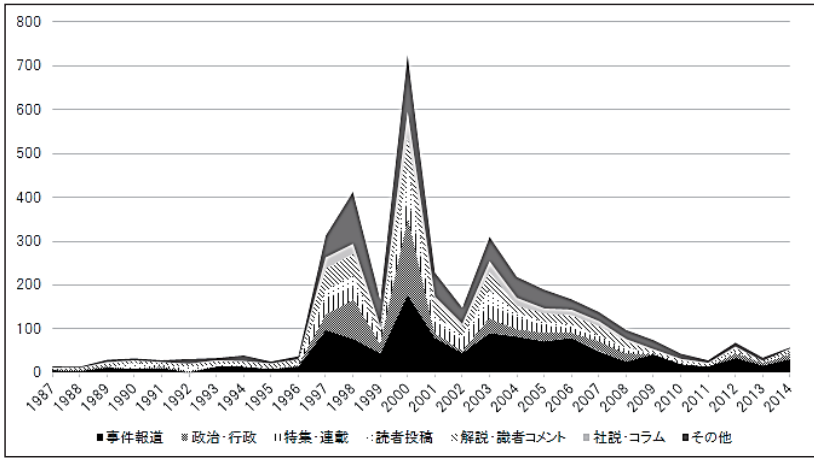


図4 新聞記事種別からみる少年法のIS
出典：筆者作成

図4は、『読売新聞』のDBにおいて、「少年法」、「少年犯罪」、および、「少年事件」のいずれか1つの語が含まれているという検索条件でヒットした1987～2014年の記事3815件のうち（既述の理由から「少年非行」は除外した）、著作権の関係で本文データが掲載されていないものを除外した3719件を、その内容によって分類したものである。⁽²⁰⁾

まず目に付くのは、1997年、2000年、および、2003年のように、検索ヒット件数が急激に高まる際には少年事件を直接報道する「事件報道」記事の増加がみられるということである。少年事件の発生自体は政治過程にとって外生的なものであるため、IS上昇のきっかけについては政治がコントロールしていないといえる。また、少年事件に直接関連する「特集・連載」や「解説・識者コメント」に分類される記事も、実際に発生した少年事件の報道に付随して増加していると考えられるため、少なくともこの少年法の事例においては、上述した第1の指摘は当てはまらないといえる。

(20) DB上分類されているわけではないので、筆者自身の手で行った。また、この検索結果には夕刊も含まれている。

次に第2の指摘について検討しよう。たしかに1998年と2000年については、政治や行政の動きを報道する記事分類である「政治・行政」の増加が、検索ヒット件数の高まりに寄与している。しかし、いずれの年においても、「政治・行政」が増加した分を除いてもなお検索ヒット件数は高まっているので、検索ヒット件数が単純に政策形成過程で議論が行われていることを反映しているに過ぎないわけではない。また、再び検索ヒット件数が上昇している2003年においては、「政治・行政」はほとんど増加していない。

なお、1998年のISの高まりに対しては、「政治・行政」の増加とともに、「その他」に分類される記事の増加による寄与も顕著である。これは、少年事件に関する書籍やテレビ番組の紹介記事など、少年事件に間接的に関連するものもあれば、世相についての論述の中で近年の少年事件の状況に一言だけ触れるものなどが含まれる⁽²¹⁾。たとえば、「明治人・大正人」と題した連載企画において、プロ野球の南海ホークス元監督の鶴岡一人が、「まあ、高校野球が盛んなうちは大丈夫や。それに、ボーイズリーグ。28年間、ご恩返しのつもりでお世話しています。少年犯罪が問題になっとなるけど、不良化防止、体位向上の目的は達しとると思えますね」(下線筆者)と発言しているような記事である⁽²²⁾。特に目立った事件が発生していない1998年にISが高いまま維持されているのは、以上のように何かにつけ少年法や少年事件にからめて論じる記事が多いことが一因となっており、それはまさに世論が当該イシューに関心をもっていることを示唆するものであるといえよう。

3. 3. 4 国会議事録DB

次に、新聞および雑誌と同様の検索を「国会会議録検索システム」に

(21) 本文検索の機能を用いているため、本文中に1回でも検索語を含むものはヒットする。

(22) 『読売新聞』1998年4月25日夕刊。

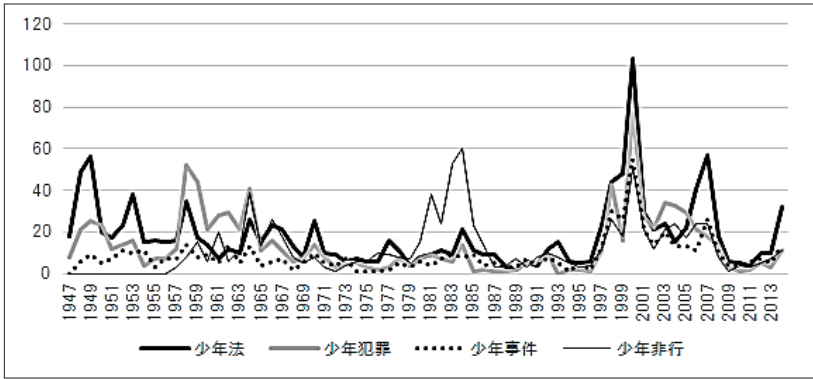


図5 国会議事録DB検索によって測定する少年法のISの量的側面
出典：筆者作成

よって行う。このDBでは、検索ヒット件数が会議録の「号」単位で表示される。すなわち、1つの号の中に検索語を含む発言をしている出席者が1人でもいれば、1件とカウントされる。

図5は、国会全体について、4つの語の検索ヒット件数を年ごとに合計した数値についてグラフ化したものである。90年代以降の傾向は新聞記事DBと似通っていることが分かる。また、表10は、それぞれの語についての検索結果について、検索語間の相関係数を求めた結果である。『日本経済新聞』のDBや「ざっさく」における検索結果と同様に、80年代半ばに「少年非行」の検索ヒット件数が高まっているが、その他の語についてはほとんど高まっていないことが、図5からは分かる。また、「少年非行」と他の語との相関係数は相対的に低い。ここからも、当該時期の「少年非行」が「少年犯罪」や「少年事件」とは異なるものとして捉えられており、「少年法」のあり方をめぐる議論とはほとんど結び付けられなかったことが読み取れる。

図6は、図5で用いたデータを、少年法に関する審議が行われる衆参両院の法務委員会とそれ以外の委員会のものに分割したものである。また、表11は、それぞれの語についての検索結果について、法務委員会

表10 国会議事録DBにおける少年法に関する検索語間の相関

	少年法	少年犯罪	少年事件
少年法	1.00		
少年犯罪	0.71**	1.00	
少年事件	0.83**	0.75**	1.00
少年非行	0.35**	0.44**	0.49**

**p<0.01

出典：筆者作成

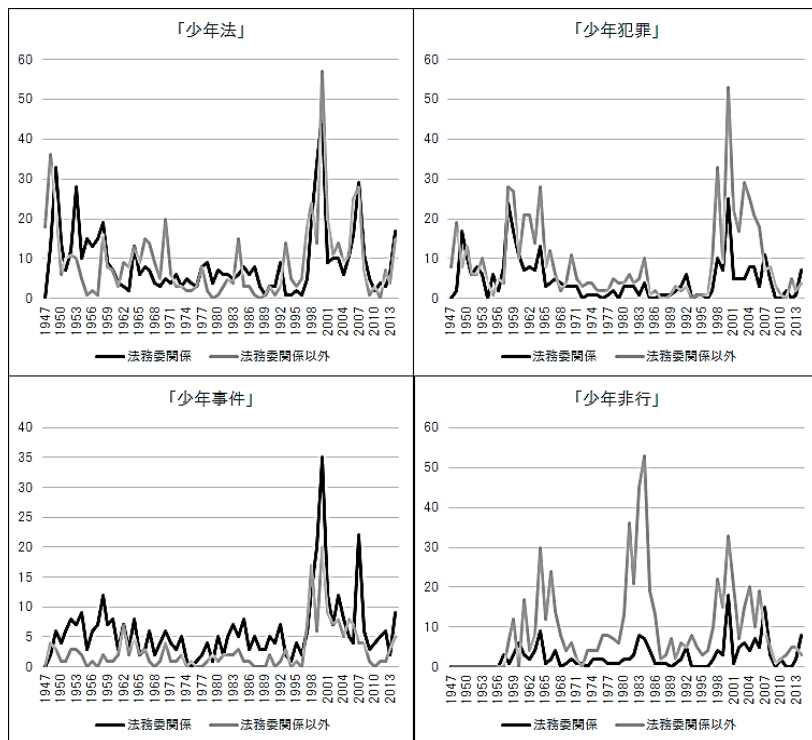


図6 国会議事録DB検索 (委員会別) によって測定する少年法のISの量的側面

出典：筆者作成

表11 少年法に関する検索語についての
法務委関係とその他委員会等の相関

少年法	少年犯罪	少年事件	少年非行
0.65**	0.73**	0.71**	0.54**

**p<0.01

出典：筆者作成

関係の委員会とそれ以外の委員会等（本会議を含む）の相関係数を求めた結果である。このように委員会別に分けて集計する理由は以下の2点にある。第1に、少年法に相対的に関係が深い議員とそうでない議員との間で、少年法に関連する語が言及される回数の上昇・下降の仕方に違いがあるかどうかを確認することである。法務委員会所属の議員は、そうでない議員に比べて、日常的に少年法に対する関心をもっている可能性がある。ISを一般有権者の関心の程度と定義するのであれば、その変動により敏感に反応するのは、そういった少年法の「プロ」が相対的に多く所属している法務委員会関係の委員会ではなく、それ以外の委員会における発言であると考えられる。第2に、少年法改正法案は法務委員会において審議されるため、検索ヒット件数の上昇が単に少年法改正案の審議過程を反映しているという可能性を考慮するためである。

これらの図表から分かることは、「少年法」、「少年犯罪」、および、「少年事件」については、法務委関係の委員会とそれ以外の委員会等とでそれほど大きな違いはみられないということである。他方、「少年非行」については、図6から、1960年代中盤から後半にかけてと80年代の半ばにおいて、法務委関係以外の委員会等においてのみヒット件数が高まっていることが分かる。もちろん、法務委員会とそれ以外の委員会等では全体の号数の母数が大きく異なるため、単純な件数だけでは違いが

(23) 法務委員会以外には、「法務委員会少年問題に関する小委員会」や「法務委員会、厚生労働委員会連合審査会」が含まれる。

表12 少年法に関する検索語についての3つのDB間の相関

「少年法」			「少年犯罪」		
	新聞	雑誌		新聞	雑誌
新聞	1.00		新聞	1.00	
雑誌	0.89**	1.00	雑誌	0.74**	1.00
国会	0.84**	0.65**	国会	0.97**	0.68**
「少年事件」			「少年非行」		
	新聞	雑誌		新聞	雑誌
新聞	1.00		新聞	1.00	
雑誌	0.57**	1.00	雑誌	0.01	1.00
国会	0.89**	0.51**	国会	0.60**	0.36

**p<0.01

出典：筆者作成

あるとはいえないが、表11において他の3つの語よりも相関係数が低いことも、その傾向の違いを示している。ここから、当該時期の「少年非行」は、「少年法」を審議する法務委関係所属の議員が発言していたわけではなく、主としてそれ以外の委員会等において言及されており、「少年法」のあり方をめぐる議論とは関係していなかったことが分かる。

3. 3. 5 DB間の比較

ここまで、新聞・雑誌・国会議事録の3種類のデータによってISの測定を試みてきたが、これら3種類のデータがどのような関係にあるのかを確認しておこう。表12は、4つの検索語それぞれについて、1987～2014年における3種類のDB間の相関係数を求めた結果である。新聞については4紙のDBによる検索結果の間に大きな差がなかったため、4紙の算術平均をとった。雑誌については、新聞と国会会議録DBでは全文検索が可能になっていることを考慮し、タイトルだけでなくキーワードでも検索にヒットする「大宅壮一文庫雑誌記事索引検索Web版」の値を用い、国会議事録については国会全体の値を用いた。

「少年非行」を除く3つの検索語については、3つのDB間において

表13 少年法に関する検索語についての
新聞記事DBと国会議事録DB(委員会別)の相関

	少年法	少年犯罪	少年事件	少年非行
法務委関係	0.72**	0.86**	0.76**	0.31
法務委関係以外	0.87**	0.97**	0.93**	0.67**

**p<0.01

出典：筆者作成

概ね相関していることがわかる。特に、新聞記事DBと国会議事録DB間の相関が非常に強い(0.84以上)。また、「少年非行」についても、タイトルとキーワードしか検索できない雑誌記事DBと、本文検索が可能なその他のDBとの相関係数が低く、統計学的にも有意でないが、新聞記事DBと国会議事録DBとの相関係数は1%水準で有意であり、かつ、一定程度高い(0.60)。既に議論したように、新聞記事の検索ヒット件数は単に政治・行政の動きを反映しただけのものとはいえないことから、新聞において少年法への注目が集まったことが、あるいは少年法に対する世論の関心が高まったことが、国会議員の注目を集めることにつながったといえるだろう。

では、新聞における少年法への注目は特にどのような国会議員による注目と関係しているのだろうか。表13は、4つの検索語それぞれについて、新聞記事DBと、国会議事録DBから得られたデータを法務委関係とそれ以外の委員会等に分けたものとの相関係数を求めたものである。法務委関係の相関係数はそれ以外の委員会等の相関係数よりも0.1以上小さく、「少年非行」については統計学的に有意でもない。新聞記事DBの検索ヒット件数は、明らかに法務委関係の検索ヒット件数よりも法務委員会以外の検索ヒット件数と強く相関していることが分かる。ここから、「少年法」に関する新聞報道に強く反応するのは、「少年法」改正の審議を行う法務委員会所属の国会議員ではなく、他の委員会等における

国会議員であるといえよう。たとえば、自民党の逢沢一郎衆議院議員は、1997年秋の臨時国会の衆議院予算委員会において、主として総理大臣に経済政策や行革についての質問をしていたが、「例の少年法のことについてでございますけれども」と急に話題を変えて「少年犯罪の低年齢化や凶悪化」があると指摘し、下稲葉耕吉法務大臣に対して、少年犯罪の現状への認識や新しい対応の必要性について質問している⁽²⁴⁾。

3. 3. 6 インターネット検索

以上、ISを量的に把握するために利用できるDBとして、新聞記事、雑誌記事、および、国会議事録の3種類のDBをあげ、それらの特性について同じ条件での検索ヒット件数を比較しながら議論してきた。ISの量的把握に関する検討の最後に、近年ISの測定に関する先行研究においても注目されている、インターネット検索の動向を捉えることのできる‘Google Trends’の利用可能性を検討したい⁽²⁵⁾。‘Google Trends’のフォームに検索語を入力すると、指定した時期(2004年以降現在まで)の月ごとにおけるその検索語の検索頻度が折れ線グラフの形で表示される(図7は、4つの検索語について表示されるそれぞれのグラフを並べたものである)。グラフの線上にカーソルを合わせると、その位置に該当する月の値が表示されるが、この値は標準化された値であり、そのグラフ上における最大値を100とした場合の相対値を示している。そのため、そのままでは他の語を検索したときに表示されたグラフの数値と単純に比較することはできないが、複数の検索語を一括で検索し1つのグラフ内に複数の折れ線を表示させた場合には、比較が可能になる(図8のように、1つのグラフ内に異なる色の折れ線として現れる)。

上で分析したように、新聞記事DB等によってISを把握しようとする

(24) 第141回国会衆議院予算委員会2号(1997年10月7日)。

(25) 日本語版「Googleトレンド」のURLは、<https://www.google.co.jp/trends/>

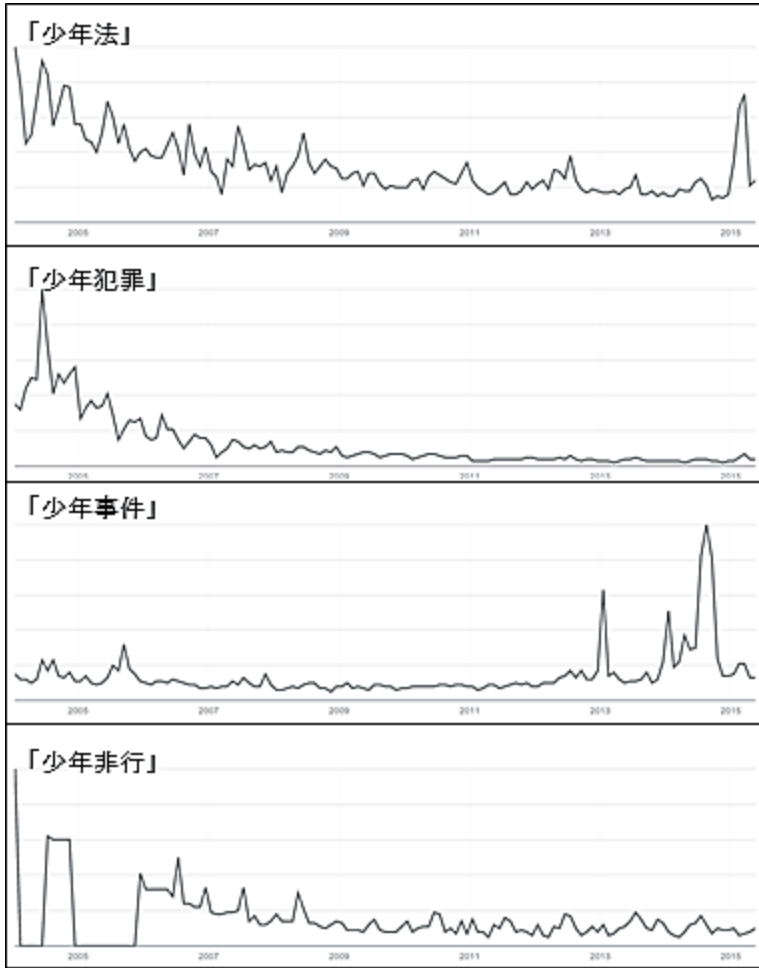


図7 ‘Google Trends’によって測定する少年法のISの量的側面
出典：Google Trendsの出力結果に筆者補記

る際には、期間ごとの検索ヒット件数を数えてExcelファイルなどに入力し（この作業にはそれなりの手間を要する）、視覚的に把握するためにグラフ化する必要があるが（この作業はデータさえ入力できていればExcelが瞬時に行ってくれる）、‘Google Trends’を利用した場合には

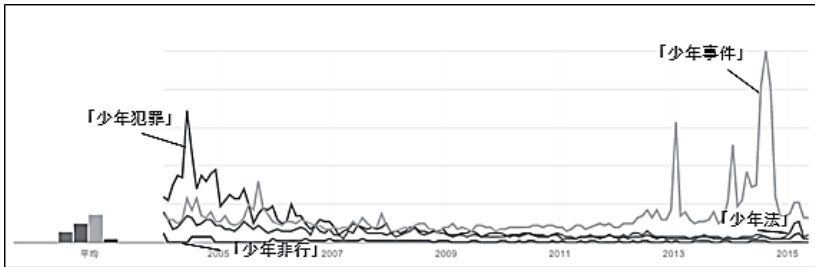


図8 ‘Google Trends’ によって測定する
少年法のISの量的側面（検索語間の比較）

出典：Google Trends の出力結果に筆者補記

そのような作業は必要なく、検索語を入力するだけで瞬時に視覚的なグラフが現れる。

近年では話題の言葉をスマートフォンなどですぐ検索する人も多く、その際に Google は検索エンジンの中で非常に高いシェアをもっており、⁽²⁶⁾それをISの指標とすることは可能かもしれない。しかしながら、このサービスを用いてISを測定することにはいくつかの点で問題がある。第1に、人がインターネット検索をするということが、新聞・雑誌記事や国会議事録とは異なり、その語に関するイシューを社会問題として認識していることを意味しているのかは明らかではない (Mellon 2013)。本稿で扱っている「少年法」や「少年事件」のような語の場合、検索頻度が高まっていれば社会問題として認識されている可能性は高いかもしれない。しかしながら、たとえば「著作権法」などの語であれば、それを社会問題として認識しているのではなく、たとえば自分のブログに写真や動画をアップロードする行為が違法とされないかを確認するために検索している場合なども多いと思われる。第2に、インターネット検索

(26) 日本における利用率においては、Yahoo! JAPANが49%、Googleが39%であるが、Yahoo! JAPANがGoogleの検索エンジンを利用しているため、実質的にはGoogleが88%のシェアを占めていることになる (高橋 2014)。

のデータは相対的に若年層の関心を過大に代表している可能性がある。日本におけるインターネットの利用率は、2010年末時点の調査において、20～40歳代においてはそれぞれ95%近くあるが、50歳代では86.6%、60歳代前半では70.1%、60歳代後半では57.0%まで下がる。第3に、入手できるデータが2004年以降の分しかない。それゆえ、近年の事例を対象とする研究においては利用可能性があるかもしれないが、過去の事例や過去から現在までの長い時期の政策変化を追うような研究においてはあまり有用とはいえない。⁽²⁸⁾

さて、‘Google Trends’のデータがどのような特徴をもつのかを、新聞記事DBと比較することによって確認しておこう。図9は、「少年法」と「少年事件」という2つの検索語について、2004年1月～2015年4月における『読売新聞』DBと‘Google Trends’の検索結果を比較したものである。‘Google Trends’によって出力されるグラフに表示される月単位の標準化済みデータを収集し、『読売新聞』DBにおいてもそれに合わせて月単位でデータを集計し、期間内の最大値を100として標準化した。表14は、2つの検索語についての『読売新聞』DBと‘Google Trends’の相関係数を求めたものである。「少年法」のグラフでは大きく上昇する時点が2つのDBの検索結果において一致するものの、その他の時期の傾向の一致度が低いためか、相関係数は統計学的に有意ながらもかなり小さめである。「少年事件」については、グラフにおいても相関係数においてもほとんど関係性がみられないことが明らかである。

図9では‘Google Trends’に合わせてデータを月別で集計したが、本稿でのこれまでの分析に合わせて年別で集計したのもみておこう。図10は、図9のデータを年別に集計し直したものであり、表15は、その相関係数である。「少年法」については、両DB間の相関関係がかなり

(27) 「情報通信白書(平成23年版)」89-90頁。

(28) ただし、同様の理由は概ね1980年代後半以降分のデータしか手に入らない新聞記事DBにも当てはまる。

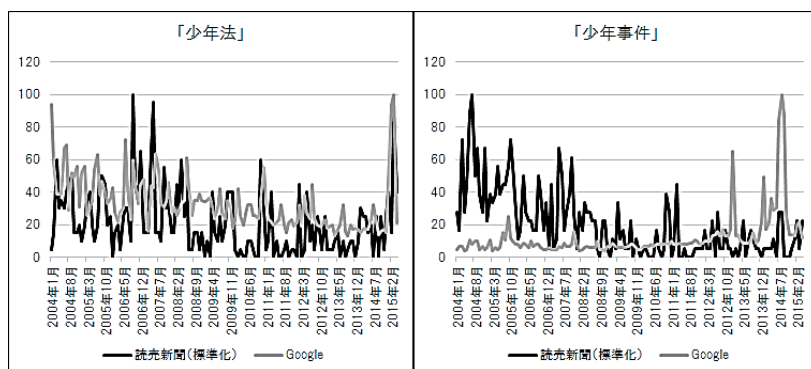


図9 『読売新聞』DBと‘Google Trends’によって測定する少年法のISの量的側面の比較 (月別データ)

出典：筆者作成

表14 少年法に関する検索語についての『読売新聞』と‘Google Trends’の相関 (月別データ)

	「少年法」	「少年事件」
	0.37**	-0.11

** $p < 0.01$

出典：筆者作成

強いことが分かる。月単位の集計をすると、細かな増減のタイミングが少しズレるということが重なって相関係数が低めに出るが、年単位にみれば、かなり似通った傾向を示すことが明らかになった。「少年事件」については年単位に集計してもなお統計学的に有意ではない。新聞において「少年事件」という語が用いられる場合と、インターネットで「少年事件」という語が検索される場合とでは、何らかの違いがありそうではあるが、とりあえずここではその詳細については追求しないこととする。

このように、同じイシューに関する語の中にも、インターネット検索の動向が新聞記事DB等の検索ヒット件数と似た傾向を示すものとそうでないものがあるが、イシューによっては新聞記事DB等で検索すると

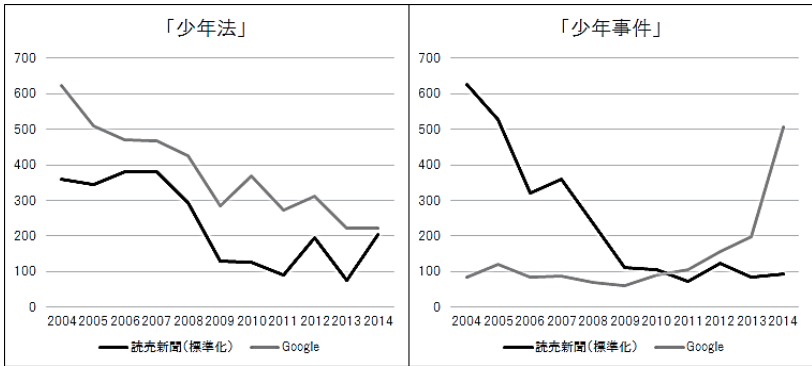


図10 『読売新聞』DBと‘Google Trends’によって測定する少年法のISの量的側面の比較 (年別データ)
出典：筆者作成

表15 少年法に関する検索語についての『読売新聞』と‘Google Trends’の相関 (年別データ)

「少年法」	「少年事件」
0.85**	-0.32

**p<0.01

出典：筆者作成

明らかにISが低いとみなされるものが、インターネット検索の結果からみればISが高いとみなされる場合があるだろう。一般的に、少なくとも日本では、社会問題に関係する語よりもサブカルチャーに関係する語のほうが、インターネットでは頻繁に検索されるだろう。⁽²⁹⁾ 法律や政策の中にも、新聞等よりもインターネット検索でとりあげられやすい傾向をもつものがあるかもしれない。ある法律名がたくさん検索されているからといって、それがその 이슈のセイリアンスの高さを示しているとは限らない。

(29) 試しに、‘Google Trends’で社会問題に関する語と、俳優の名やアニメのタイトルを同時に検索して比較してみれば分かる。

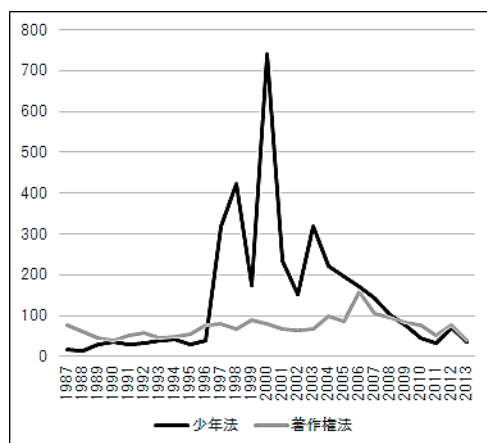


図11 『読売新聞』DBによって測定する少年法と著作権法のISの量的側面の比較

出典：筆者作成

こうしたサブカルチャーと密接に関係する法律として、著作権法があげられる。京 (2011) が「ロー・セイリアンス (low-salience)」の政策領域に属すると指摘したように、著作権法のISは、新聞記事DBによってその量的側面を測定する限りにおいては、少年法のISのように上昇することもなく、常に低い状態を維持している (図11)⁽³⁰⁾。しかしながら、‘Google Trends’においては、ほとんどの期間において「著作権法」という語が検索される頻度は「少年法」のそれを上回っている (図12)。⁽³⁰⁾ ‘Google Trends’のデータは2004年以降のものであり、新聞記事DBにおいても2009年頃からは著作権法が少年法を逆転しているが、‘Google Trends’の検索結果によって示されるほどの差はない。インターネット上において著作権法が相対的に頻繁に検索されるのは、社会問題として注目しているわけではなく、インターネット上の情報のやりとりにおいて著作権法上違法となりうる行為がどのようなものであるかを

(30) 少年法は「少年法 or 少年犯罪 or 少年事件」という検索語、著作権法は「著作権法 or 著作権侵害」という検索語による検索結果である。

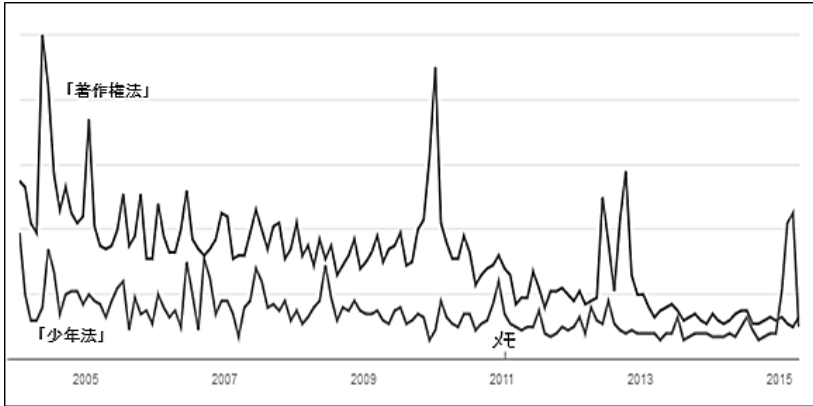


図12 ‘Google Trends’ によって測定する少年法と
著作権法のISの量的側面の比較

出典：Google Trendsの出力結果に筆者補記

気にするユーザーが多いためではないだろうか。このように、とりあげる 이슈によって新聞記事DB等による検索ヒット件数とインターネット検索の傾向とが大きく乖離する可能性があり、両者がISの異なる側面を捉えているか、少なくともいずれかがISを適切に測定できていない可能性があることには注意が必要であろう。

3. 4 イシュー・セイリアンスの質的把握

以上、ISの量的な側面を把握することを試みてきたが、以下では、内容分析の手法を採用することによって、ISの質的な側面の把握を試みる。それぞれの時期に当該 이슈のどの側面が注目されたのかが明らかになることによって、世論の方向性を間接的に知ることができると考えられる。

通常、内容分析の手法は、複数のコーダーによる作業が必要とされるなど(有馬 2007)、筆者のような研究者が1人で個別の政策形成過程分析を行う際に用いるには敷居が高い。そこで、本稿では、「KH Coder」(樋口 2014)を利用して、ISの質的側面をできるだけ少ない労力で捉

えることを試みる。「KH Coder」は日本語のテキスト型データを計量的に分析する「計量テキスト分析」を可能にするソフトウェアである。「KH Coder」はインターネット上で無償配布されており、また、その操作方法は樋口 (2014) に詳細に記述されているため、分析に用いる際に障壁はほとんどない。⁽³¹⁾

3. 4. 1 新聞記事DB

表16は、『読売新聞』DBの1987年～2014年のデータにおいて、「少年法 or 少年犯罪 or 少年事件」という検索語でヒットした検索結果3815件のうち、著作権等の関係で本文データが掲載されていないものを除外した3719件の記事本文のテキストデータを、「KH Coder」の「特徴語」一覧を表示する機能を用いて分析したものである。年ごとで見た際に、データ全体に比して特に高い確率で出現している語の上位5つを掲載した。表内の数値はそれぞれの語と各年との関連を表わす Jaccard の類似性測度である。Jaccard の類似性測度は0から1までの値をとり、関連が強いほど1に近づく (樋口 2014 : 38-39)。

表16に示された年ごとに特徴的な語から、少年法関係の記事において、その年に何に注目が集まっていたか、あるいは、特に注目が集まるものはなかったかがわかる。1996年までの特徴語上位からは、少年事件の判決等に関する記事が多かったことが読み取れる。1997～98年については、神戸連続児童殺傷事件関連の記事が多かったことが、上位語のリストとともにその Jaccard の類似性測度の値からも推測できる。1999年にはそもそも記事数が少なく (図2)、特徴的な語もあまりみられない。2000年から2001年にかけては、「改正案」や「改正少年法」という語から、少年法の改正に注目が集まったことが分かる。2003年には長崎男児誘拐

(31) しかも、「KH Coder」を用いた研究事例は <http://khc.sourceforge.net/> にリストアップされており、研究にどのように用いることが可能なのかについて先行研究を参照することが容易である。

表16 『読売新聞』DB検索ヒット記事における特徴的な語

～1996		1997		1998		1999	
昭和	.162	神戸	.270	ナイフ	.140	賠償	.077
無罪	.142	須磨	.219	神戸	.131	訴訟	.069
判決	.120	小学生連続 殺傷事件	.200	問題	.123	損害	.067
処分	.112	淳	.176	使う	.120	加害少年	.061
東京高裁	.112	中学	.169	小学生連続 殺傷事件	.116	相手取る	.057
2000		2001		2002		2003	
改正案	.181	改正少年法	.124	ホームレス	.112	長崎	.217
少年法	.175	四月	.106	東村山	.109	補導	.115
国会	.169	施行	.090	メルtdown	.087	男児	.108
少年犯罪	.167	担当	.077	四月	.083	駿	.108
問題	.164	昨年	.073	致死	.077	十四歳	.106
2004		2005		2006		2007	
佐世保	.174	教職員	.090	高専	.135	強制	.109
長崎	.140	4月	.087	周南	.128	草薙	.105
小六	.135	6月	.079	山口	.108	厚子	.100
女兒	.130	寝屋川	.078	学生	.103	14歳	.097
加害	.126	12月	.070	殺害事件	.090	引用	.093
2008		2009～					
傍聴	.145	裁判員	.207				
5月	.097	18歳	.177				
表	.093	地裁	.154				
18歳	.081	判決	.150				
裁判員	.077	裁判長	.136				

出典：筆者作成

殺人事件，2004年には佐世保小6女兒同級生殺害事件という世間を騒がせた事件に注目が集まっている（2006年は山口女子高専生殺害事件）。また，2007年は，上位に上がっている人名から，その人物が少年事件の

供述調書を直接引用した著書が発行されたことに関する記事が多かったものと考えられる。

表17は、表16と同様の分析を『朝日新聞』DBの1987年～2014年のデータについて行った結果である。「少年法 or 少年犯罪 or 少年事件」という検索語でヒットした検索結果3332件のうち、著作権等の関係で本文データが掲載されていないものを除外した3311件の記事本文のテキストデータを対象とした。

『読売新聞』DBと比較して、細かい語の違いはあるものの、概ね各年において同じ事件や判決等に言及していることは明らかである。大きく違っているのは、神戸事件発生から少年法改正案が成立するまでの間の1998～99年である。『読売新聞』においては98年も神戸事件に言及する記事が多いが、『朝日新聞』においては法改正に向けた動きに焦点がシフトしており、99年にも5位に「答申」という語が入っていることから、その傾向がみられる。

表18は、『読売新聞』DB 検索ヒット記事について、その掲載年と記事の内容をクロス集計したものである。記事の内容については、以下の5つの事柄について言及しているかどうかをみることにした。すなわち、「治安の悪化」、「少年犯罪の悪化」、「被害者」の権利等、少年法の適用年齢等の「年齢問題」、および、「少年法改正」や少年審判制度の見直し、である。「KH Coder」にコーディング・ルールを与えれば、そのルールに該当する記述があった記事数が数えられる。⁽³²⁾ 表中のパーセンテ

(32) コーディング・ルール設定の方針は以下の通りである。「治安の悪化」については、「治安」「犯罪」といった語と「悪化」「崩壊」等の意をもつ語が10語以内にある場合にカウントする。「少年犯罪の悪化」については、「少年犯罪」「少年事件」といった語と「増加」「凶悪化」等の意をもつ語が10語以内にある場合にカウントする。「被害者」については、「被害者」と「権利」「保護」等の意をもつ語が10語以内にある場合にカウントする。「年齢問題」については、「年齢」や「14歳」「16歳」といった具体的な年齢と「引き下げる」「見直す」等の意をもつ語が10語以内にある場合にカウ

表17 『朝日新聞』DB検索ヒット記事における特徴的な語

～1996		1997		1998		1999	
人権	.128	神戸	.288	法制審	.141	警視庁少年 事件課	.088
判決	.123	須磨	.235	議会	.137	センター	.075
被告	.123	淳	.202	検討	.126	四月	.073
弁護士	.121	殺害事件	.199	法務省	.126	一月	.070
刑事	.120	土師	.181	少年審判	.125	答申	.069
2000		2001		2002		2003	
少年犯罪	.227	改正少年法	.120	4月	.090	長崎	.189
声	.221	4月	.087	路上	.072	誘拐	.127
思う	.210	少年犯罪	.081	16歳	.068	幼稚園	.120
考える	.207	施行	.081	傷害	.060	14歳	.106
問題	.200	世紀	.075	暴行	.059	園児	.095
2004		2005		2006		2007	
佐世保	.127	寝屋川	.087	手配	.118	引用	.096
長崎	.113	教職員	.073	高専	.116	搜索	.092
処遇	.094	10月	.068	指名	.094	放火	.092
14歳	.091	1月	.068	徳山工業高 等専門学校	.086	5月	.092
加害者	.089	考慮	.066	山口	.085	14歳	.091
2008		2009～					
傍聴	.113	裁判員	.162				
可否	.077	18歳	.150				
撮影	.076	課	.141				
座る	.076	判決	.139				
裁判員	.074	被告	.136				

出典：筆者作成

ントする。「少年法改正」については、「少年法」「少年審判」といった語と「改正」「見直し」等の意をもつ語が10語以内にある場合にカウントする。

表18 『読売新聞』DB検索ヒット記事の
コーディング・クロス集計 (年別)

	治安の 悪化	少年犯罪 の悪化	被害者	年齢問題	少年法 改正	ケース数
～1996	5.9%	10.0%	13.5%	5.2%	19.3%	290
1997	9.6%	17.6%	14.4%	9.0%	26.8%	313
1998	4.6%	26.2%	18.6%	10.7%	26.4%	413
1999	1.8%	19.2%	24.0%	7.8%	20.4%	167
2000	6.1%	24.9%	17.3%	12.7%	20.9%	724
2001	4.4%	20.5%	14.4%	3.5%	6.1%	229
2002	5.4%	15.4%	25.5%	11.4%	17.5%	149
2003	14.2%	22.6%	19.0%	11.0%	11.6%	310
2004	8.2%	17.4%	22.8%	7.8%	10.5%	219
2005	9.0%	16.8%	14.7%	3.2%	5.3%	190
2006	6.0%	10.7%	19.1%	4.2%	9.5%	168
2007	2.9%	11.5%	13.7%	9.4%	15.1%	139
2008	1.0%	10.2%	24.5%	8.2%	24.5%	98
2009～	1.6%	5.2%	22.9%	7.7%	15.2%	310
合計	6.2%	18.1%	18.3%	8.8%	17.5%	3719
カイ2乗値	71.8**	108.8**	33.1**	44.6**	116.3**	

**p<0.01

出典：筆者作成

ジは、年ごとの記事数の合計のうち、上述した5つの記事内容についてのコーディング・ルールに該当する記事数が占める割合を示している。

それぞれの事柄についてのカイ2乗値から、各年の差は統計学的に有意なものであることが分かる。これは、同じ少年法・少年事件に関する記事でも、年ごとに注目されている論点が異なっていることを意味する。「少年犯罪の悪化」言説は、やはりというべきか、神戸事件の発生した1997年以降に増えていることがみてとれる。対して、少年事件に限らない「治安の悪化」言説は、1997年にはほとんど増加せず、2003年にのみ大きく増加している。つまり、新聞においては2000年の少年法改正に関

する論議が行われていた時期には、主として「少年犯罪の悪化」という文脈で少年法や少年事件が議論されていたが、2007年の少年法改正が議論されていた2003年頃の時期には、それに加えて「治安の悪化」という文脈もあったことが分かる。「少年法改正」については、1996年以前にも少年法等を扱う記事における1/5程度の記事が触れていたが、1997～98年にはそれが1/4以上に増加していたことがわかる。

表19は、表18と同様の分析を『朝日新聞』DB検索ヒット記事について行った結果である。「少年犯罪の悪化」言説は97年から増加し、2000、2001、2003～04年に高い水準をとるなど、『読売新聞』と同様の傾向がみられる。「治安の悪化」については、ピークが2004年という点で『読売新聞』よりも1年遅い。

両紙のデータについて、カイ2乗検定を用いながら比較してみよう。「少年法改正」については、1998、2000、および2005年が1%水準で有意に『朝日新聞』の方が多く触れており、2006年と2008年は5%水準で有意に『読売新聞』の方が多く触れている。厳密には『朝日新聞』についても図4で『読売新聞』について行ったのと同様の記事分類をして検証する必要があるが、1998年は法制審等での検討、2000年は国会での審議、2005年は2007年改正の法制審答申から法案提出が行われており、そういった法改正に向けた動きを『朝日新聞』のほうがより多く報じていた可能性がある。

また、犯罪の状況を示す「治安の悪化」については、1999年については5%水準で有意に『朝日新聞』の方が、2003年について1%水準で逆に『読売新聞』の方が多く言及しているが、いずれも実質的に大きな差があるとはいえない。「少年犯罪の悪化」については、『読売新聞』DBの方がわずかではあるが常に言及が多い傾向にあるようにみえるが、いずれの年についても統計学的に有意な差(5%水準)はみられない。

以上の分析結果からは、少年犯罪の状況に対する認識に関係する「治安の悪化」や「少年犯罪の悪化」に対する言及の仕方については、両紙

表19 『朝日新聞』DB検索ヒット記事の
コーディング・クロス集計 (年別)

	治安の 悪化	少年犯罪 の悪化	被害者	年齢問題	少年法 改正	ケース数
～1996	4.7%	8.4%	11.8%	1.6%	17.4%	322
1997	7.3%	12.0%	10.9%	5.2%	29.7%	192
1998	2.0%	20.8%	18.0%	14.3%	36.4%	294
1999	6.0%	14.8%	16.1%	6.7%	26.9%	149
2000	4.5%	21.0%	15.6%	14.3%	28.4%	763
2001	3.6%	19.7%	12.6%	5.4%	7.6%	223
2002	1.7%	13.5%	17.7%	9.2%	16.8%	119
2003	6.6%	18.0%	18.9%	9.2%	16.2%	228
2004	10.3%	17.3%	30.3%	6.5%	15.1%	185
2005	4.6%	11.2%	16.5%	2.6%	14.5%	152
2006	8.7%	13.4%	20.5%	3.2%	2.4%	127
2007	3.0%	10.4%	15.6%	13.3%	17.0%	135
2008	0.0%	10.8%	25.8%	9.7%	12.9%	93
2009～	1.8%	5.2%	19.2%	4.3%	11.3%	329
合計	4.5%	15.1%	17.0%	8.5%	20.4%	3311
カイ2乗値	43.2**	77.8**	46.9**	96.1**	171.2**	

**p<0.01

出典：筆者作成

においてほとんど差がないといえる。

ただし、ここで注意しなければならないのは、「少年犯罪」等との語と「増加」「凶悪化」等の意をもつ語が10語以内にある場合にカウントするようコーディングしているために、たとえば「少年犯罪が増加しているとはいえない」という文章である場合も数に含まれてしまうということである。それゆえ、同じような頻度で「少年犯罪の悪化」に言及していても、新聞によって論調が真逆である可能性は否定できない。

そこで、世間の注目を集める少年犯罪が続発して少年法改正が行われた2000年において「少年犯罪の悪化」のコーディングに合致した『読売

新聞』の180件の記事と、『朝日新聞』の160件の記事の内容を確認し、そういった論調の記事が含まれていないかをチェックした。その結果、『読売新聞』では1件であり、それは少年事件を専門とする弁護士の見解の紹介であった⁽³³⁾。他方、『朝日新聞』では8件であり、うち6件が少年法や少年事件を専門とする大学教授や弁護士等の識者の見解であり⁽³⁴⁾、1件がそういった記事を読んだ読者による投稿⁽³⁵⁾、1件が少年犯罪に関する客観的なデータに対する見方が分かれていることについて、識者がメディア批評の文脈で例示するものであった⁽³⁶⁾。統計学的には5%水準で『朝日新聞』の方がこういった論調の記事を多くとりあげているといえるが、全て識者等のコメントの中で触れられているのみであることから、「少年犯罪の悪化」という事象自体は、議員立法による少年法改正が行われた2000年に、両紙における本文中で事実として扱われていたことが分かる。

以上のように、計量テキスト分析からも補足的な内容分析からも、少年犯罪の状況に対する認識については、『読売新聞』と『朝日新聞』においてほとんど差がないことが明らかとなった。この分析結果は、両紙の社説にみられる2000年の少年法改正法案に対する立場の違いからみれば、興味深い発見であるといえる。なぜなら、神戸事件以来、『朝日新聞』はほぼ一貫して厳罰化を含む少年法改正には反対の立場を示していたのに対し⁽³⁷⁾、『読売新聞』は当初こそ厳罰化には反対の姿勢を示してい

(33) 『読売新聞』2000年5月16日。

(34) 『朝日新聞』2000年9月22日、10月6日、11日、12日、11月6日、12月30日。

(35) 『朝日新聞』2000年11月1日。

(36) 『朝日新聞』2000年11月10日。

(37) 具体的には以下のような論調である。「私たちも、少年法や刑法の根幹にかかわる年齢の引き下げには、十分に慎重でなければならないと考える」(『朝日新聞』1998年3月23日)、「『少年に厳罰を』という合唱の底には、大人自身の不安や憤まんを一部の子供に向けているような危うさを感じる」(『朝日新聞』1998年5月5日)、「性急な厳罰主義や報復感情に流されるこ

たが、⁽³⁸⁾2000年には政府案やそれを基にしてさらにいくつかの厳罰化要素を加えた与党案に賛成の立場を示しているからである。⁽³⁹⁾『朝日新聞』は社説でこそ少年犯罪が凶悪化・低年齢化しているという主張の誤りについて若干言及しているものの、⁽⁴⁰⁾全体においては少年犯罪が凶悪化しているということが事実として報道されている。少年法の厳罰化に反対する立場を示していた新聞においてさえこのような状況であったのであるから、世論は「少年犯罪の悪化」を事実として認識しており、「少年法」

となく、国民的基盤に裏打ちされた少年法制を築くことが大切だ」(『朝日新聞』1998年10月4日)、「『少年を厳しく罰すれば威嚇効果生まれ、犯罪は減るはずだ。』といった単純な発想では、到底解決されない」(『朝日新聞』1998年10月20日)。

- (38) 「刑罰の強化や適用範囲の拡大で問題が解決するとは思えない」(『読売新聞』1997年7月16日)。
- (39) 刑事罰年齢の引き下げに関する読売新聞の立場はあまり一貫したものとはいえない。1998年末の時点では、「処罰年齢の引き下げは少年法の基本理念にかかわる問題であり、賛否が鋭く対立している。まず、緊急課題である事実認定の適正化のための改正を実現させ、その上で各方面の意見を聞きながら、時間をかけて慎重に社会的な合意を目指すべきだろう」(『読売新聞』1998年12月12日)、「処罰年齢の問題は賛否が分かれ、社会的合意ができていとは言えない」(『読売新聞』1998年12月25日)と論じている。しかし、2000年6月の総選挙前には「刑事責任年齢も含め、積極的な議論を期待したい」(『読売新聞』2000年6月21日)と書いており、総選挙後の9月には、「最近の事件に象徴されるように、少年犯罪は低年齢化、凶悪化、集団化、普通の少年のいきなり型非行、動機のあいまいさなどの傾向を強めている。…(中略)…こうした現状からみて、刑事処分の適用年齢の引き下げはやむを得ない」(『読売新聞』2000年9月19日)としている。「積極的な議論」が行われた結果、刑事罰年齢を引き下げろべきという「社会的合意」ができたと解釈する余地はあるかもしれないが、「刑事処分の適用年齢の引き下げはやむを得ない」と結論付けた根拠としてそういう事情はあげられていない。
- (40) 「『低年齢化』をもたらししているのは、万引きや車両盗など比較的軽微な財産犯の増加であって、凶悪、粗暴犯の多くは16歳以上が占める。統計から読みとれる客観的な事実を見過ごしてはならない」(『朝日新聞』2000年5月18日)。

表20 『読売新聞』DB検索ヒット記事の
コーディング・クロス集計(記事種類別)

	治安の悪化	少年犯罪の悪化	被害者	年齢問題	少年法改正	ケース数
事件報道	3.8%	5.6%	24.4%	4.4%	12.5%	1187
政治・行政	5.5%	14.2%	18.4%	23.3%	38.9%	506
特集・連載	11.7%	23.8%	23.8%	8.4%	17.8%	298
読者投稿	4.1%	28.0%	10.1%	9.7%	18.7%	268
解説	9.2%	20.0%	20.8%	16.0%	20.4%	250
書評等	0.5%	17.2%	5.4%	0.5%	5.0%	221
識者コメント	7.5%	19.7%	17.3%	9.3%	27.8%	173
コラム	8.9%	23.4%	15.8%	4.4%	12.0%	158
社説	16.8%	26.7%	22.8%	17.8%	26.7%	101
調査データ	23.5%	36.8%	4.4%	7.4%	13.2%	68
外国	16.3%	22.5%	0.0%	10.2%	2.0%	49
警察	7.7%	33.3%	5.1%	0.0%	0.0%	39
被害者活動	0.0%	6.7%	76.7%	0.0%	20.0%	30
その他	4.3%	22.6%	7.8%	3.5%	8.4%	371
合計	6.2%	16.3%	18.3%	8.8%	17.5%	3719
カイ2乗値	116.9**	203.0**	195.7**	232.3**	268.2**	

**p<0.01

出典：筆者作成

等を扱う記事の中でそういった内容をもつ記事の割合が増えるということは、「少年法」という 이슈がその時期の世論においては「少年犯罪の悪化」という枠組みで捉えられる傾向にあったことを示しているといえる。

以上のような時系列的な傾向を踏まえながら、こういった種類の記事において「治安の悪化」や「少年犯罪の悪化」といったことが言及されていたのかを、表20に示す、『読売新聞』における記事種類(図4と同じ分類)と記事内容のクロス集計から確認する。

「治安の悪化」への言及が多いのは、「調査データ」記事であり(合

計6.2%に対して23.5%), 警察庁の統計や世論調査の結果を紹介しながらそのような内容の記述を行っている。また, 「調査データ」においては, 「少年犯罪の悪化」についてもきわめて多く言及されている (合計16.3%に対して36.8%)。こうした記述を受けてか, 「治安の悪化」については「社説」でも言及され, 「少年犯罪の悪化」については「社説」や「読者投稿」で他の記事種類に属するものよりも多く言及される傾向がある。「年齢問題」と「少年法改正」については, 当たり前ではあるが「政治・行政」の動きを報じる記事において多く言及されている。それらは「社説」においても多く言及されているが, この点についてはそのように注目されているから「政治・行政」が動いたのか, 「政治・行政」の動きを反映したにすぎないのかは, このデータだけでは判断することができない。

3. 4. 2 国会議事録DB

表21は, 国会議事録DBの1987年~2014年のデータ (『読売新聞』DBと同じ時期とした) において, 「少年法 or 少年犯罪 or 少年事件」という検索語でヒットした検索結果896件について, 少年法を審議する法務委員会とそれに関連する会議のもの375件と, それ以外の委員会等のもの521件とに分けて, その委員会等の開催年と発言の内容をクロス集計したものである。⁽⁴¹⁾ 発言内容のコーディングについては上記の新聞記事DBと同じものを使用した。

まず, 法務委関係以外における「被害者」を除く事柄については, それぞれのカイ2乗値から, 各年の差が統計学的に有意なものであること

(41) 号単位で1つのケースとし, 各ケースの中には検索語を含む発言 (その語が含まれている発言機会全体) のみ抜粋した。

(42) 新聞記事DBと同様に特徴語の分析も行ったが, 大臣の名前や国会の議事にみられる特徴的な言い回し等がヒットしてしまうため, 実質的に意味のある分析結果とはならなかった。今後何らかの工夫が必要であろう。

表21 国会議事録DB検索ヒット記事のコーディング・クロス集計 (委員会別)

法務委員会関係						法務委員会以外					
治安の悪化	少年犯罪の悪化	被害者	年齢問題	少年法改正	ケース数	治安の悪化	少年犯罪の悪化	被害者	年齢問題	少年法改正	ケース数
19.0%	20.7%	5.2%	1.7%	27.6%	58	6.7%	4.4%	6.7%	17.8%	40.0%	45
28.6%	14.3%	14.3%	0.0%	42.9%	7	13.0%	39.1%	8.7%	4.4%	34.8%	23
43.5%	34.8%	39.1%	43.5%	73.9%	23	22.5%	57.1%	8.2%	18.4%	38.8%	49
15.0%	12.5%	22.5%	5.0%	35.0%	40	22.2%	22.2%	16.7%	11.1%	50.0%	18
49.0%	40.8%	71.4%	36.7%	67.4%	49	16.9%	47.2%	13.5%	11.2%	47.2%	89
23.5%	17.7%	41.2%	5.9%	35.3%	17	18.9%	18.9%	10.8%	5.4%	35.1%	37
7.7%	7.7%	30.8%	7.7%	53.9%	13	14.8%	29.6%	7.4%	3.7%	7.4%	27
26.3%	5.3%	31.6%	10.5%	31.6%	19	31.4%	40.0%	20.0%	5.7%	20.0%	35
41.2%	23.5%	17.7%	0.0%	23.5%	17	36.4%	39.4%	9.1%	3.0%	15.2%	33
23.5%	35.3%	17.7%	0.0%	47.1%	17	34.4%	40.6%	6.3%	9.4%	28.1%	32
16.7%	5.6%	33.3%	5.6%	55.6%	18	9.8%	24.4%	7.3%	14.6%	36.6%	41
45.7%	40.0%	51.4%	25.7%	62.9%	35	9.4%	12.5%	3.1%	28.1%	50.0%	32
25.0%	33.3%	83.3%	33.3%	83.3%	12	6.7%	13.3%	20.0%	6.7%	46.7%	15
12.0%	10.0%	24.0%	8.0%	42.0%	50	4.4%	8.9%	8.9%	28.9%	35.6%	45
27.2%	22.7%	33.6%	14.1%	47.2%	375	17.5%	30.7%	10.2%	13.1%	35.7%	521
37.2**	35.0**	80.9**	65.6**	43.6**		34.2**	67.7**	11.1	29.9**	31.0**	

**p<0.01

出典：筆者作成

が分かる。

神戸事件の発生した1997年とその翌年に、法務委関係以外の委員会等においては「少年犯罪の悪化」に言及する割合が大きく増えている。法務委関係では本来そういった内容について議論をする場のためか、1998年と2000年には前年に比べて増加しているものの、法務委関係以外の委員会等ほどの増加はみられない。⁽⁴³⁾

法務委関係においては、「少年犯罪の悪化」よりは「治安の悪化」という文脈で少年事件が捉えられているという傾向がみられる。1998、2000、2004、および、2007年においては、「少年法」等に言及した発言があった委員会のうち4割以上が「治安の悪化」に言及しており、そのうち2000年と2007年については、法務委関係の方が法務委関係以外よりも統計学的に有意（1%水準）に「治安の悪化」に言及する割合が多い。

長崎と佐世保の事件が発生した2003～04年頃については、法務委関係よりは法務委関係以外において早い時期に「治安の悪化」や「少年犯罪の悪化」が多く言及される傾向がある。ここから、少年法に関する世論や新聞報道の動向に敏感に反応するのは、少年法について相対的に関心を有するはずの法務委所属の議員たちではなく、それ以外の委員会等における議員たちであるといえる。

有権者の中で少年法改正の中心の問題として認識されていたと考えられる「年齢問題」（少年法そのものや刑事罰の適用年齢の引き下げ）については、法務委関係で少年法改正が審議されていた時期において数多く言及されたのは当然であるが、法務委関係以外においても、1998～2000年の間においてその前後の時期よりも言及される割合が多かったことは注目に値する。ただし、96年以前にも言及される割合が多かったことは、意外な結果である。

また、「被害者」の権利についての言及は、法務委において神戸事件

(43) ただし、1997～2000年における法務委関係と法務委関係以外で「少年犯罪の悪化」に言及される割合の差は、統計学的に有意でない。

後に高まり、被害者の審判参加制度を導入した少年法改正が行われた2008年とその前年に再度高まっているが、法務委以外ではほとんど言及されていない。

表22は、表21と同じデータについて、衆議院と参議院に分割して集計したものである。⁽⁴⁴⁾「治安の悪化」については、神戸事件の発生した1997年に衆議院で割合が増加している。参議院においては翌1998年に増加しているが、そもそもこの項目についての参議院における各年の差は、統計学的に有意ではない。この項目について衆議院と参議院とで統計学的に有意な差がある(5%水準)といえるのは、1998年と2002年であり、いずれも参議院における言及割合が衆議院におけるそれを上回っている。

「少年犯罪の悪化」については、両院において1997年に言及される割合が大きく増加し、参議院では1998年に「少年法」等に言及があった委員会の約6割で触れられている。少年法改正案が議論されていた2000年にも5割を超え、これは衆議院に比べて統計学的に有意に多いといえる(5%水準)。「少年犯罪の悪化」は、衆議院よりも参議院において少年法を語る時に言及される傾向にあることが分かったが、その理由については明らかではない。なお、「被害者」の権利については、表21における法務委関係とそれ以外とは異なり、衆参両院において大きな差はない。

4. おわりに

本稿は、日本の政策形成過程の分析を行う際の1つの分析視角としてのISに注目し、それをどのように測定・操作化すればよいのかを示す手掛かりを提供することを目的として設定し、具体的には以下の作業を行った。まず、ISの高低によって政策形成過程が異なる様相を示すことを指摘した代表的な研究をレビューすることにより、ISを測定・操

(44) 両院合同の2件は省略した。

表22 国会議事録DB検索ヒット記事のコーディング・クロス集計 (院別)

衆議院							参議院						
治安の悪化	少年犯罪の悪化	被害者	年齢問題	少年法改正	ケース数		治安の悪化	少年犯罪の悪化	被害者	年齢問題	少年法改正	ケース数	
7.8%	11.8%	5.9%	13.7%	37.3%	51	~1996	19.2%	15.4%	5.8%	3.9%	28.9%	52	
23.1%	30.8%	15.4%	7.7%	38.5%	13	1997	11.8%	35.3%	5.9%	0.0%	35.3%	17	
19.5%	43.9%	17.1%	29.3%	56.1%	41	1998	41.9%	58.1%	19.4%	22.6%	41.9%	31	
11.1%	8.3%	13.9%	11.1%	38.9%	36	1999	27.3%	27.3%	31.8%	0.0%	40.9%	22	
26.0%	37.7%	31.2%	22.1%	57.1%	77	2000	31.7%	55.0%	38.3%	18.3%	51.7%	60	
15.4%	23.1%	19.2%	3.9%	30.8%	26	2001	25.0%	14.3%	21.4%	7.1%	39.3%	28	
0.0%	31.6%	10.5%	5.3%	31.6%	19	2002	23.8%	14.3%	19.1%	4.8%	14.3%	21	
37.0%	33.3%	14.8%	0.0%	29.6%	27	2003	23.1%	23.1%	30.8%	15.4%	19.2%	26	
30.3%	30.3%	12.1%	3.0%	24.2%	33	2004	52.9%	41.2%	11.8%	0.0%	5.9%	17	
33.3%	33.3%	10.0%	10.0%	33.3%	30	2005	26.3%	47.4%	10.5%	0.0%	36.8%	19	
10.8%	13.5%	16.2%	13.5%	48.7%	37	2006	13.6%	27.3%	13.6%	9.1%	31.8%	22	
31.3%	28.1%	31.3%	18.8%	56.3%	32	2007	25.7%	25.7%	25.7%	34.3%	57.1%	35	
16.7%	16.7%	50.0%	16.7%	66.7%	12	2008	13.3%	26.7%	46.7%	20.0%	60.0%	15	
6.7%	8.3%	11.7%	20.0%	40.0%	60	2009~	11.4%	11.4%	25.7%	14.3%	37.1%	35	
18.8%	24.7%	17.8%	14.6%	43.1%	494	合計	25.0%	30.8%	22.5%	12.3%	37.5%	400	
36.2**	40.2**	31.7**	25.8*	26.4*			22.0	50.6**	31.2**	38.0**	32.3**		

出典：筆者作成

**p<0.01, *p<0.05

作化することが政策形成過程分析にとってどのような意義をもつのかを明らかにした。すなわち、ISの高低により、政策形成過程に参加するアクターや政策が争われるアリーナが変化し、その結果として政策帰結も変化しうる。それゆえ、それを測定・操作化する方法が明らかになることにより、政策形成過程をよりよく説明できるようになる。次に、ISを測定・操作化する方法について、主に他国の政治を対象としてISの測定を行っている先行研究について整理し、日本の政策形成過程分析の文脈において利用可能なデータと方法について検討した。先行研究同様、メディアによる注目を示すデータとして、新聞記事DBと雑誌記事DBが利用可能であること、また、そういった注目に対する政治側の反応を示すデータとして、国会議事録DBが利用可能であることが示されたほか、限定的にインターネット検索に関するデータの利用可能性も示された。

最後に、少年法の政策領域を事例として、実際にISを測定することを試みた。その際、各種のデータからISを量的に測定するだけでなく、計量テキスト分析の手法を用いて質的に捉えることとした。得られた知見を、ISの測定・操作化によって日本の政策形成過程をよりよく分析するという目的に照らして要約すると、以下の2点に示す通りとなる。

第1に、ISを測定するために利用可能なDBの特性である。新聞記事DBについては、1980年代末から現在までの全文検索が可能であるという利点があり、そのテキストデータを収集することによって計量テキスト分析も可能であるという利点をもつ。少年法の事例でみる限りにおいては、4大紙において件数の傾向面で大きな差はみられなかった。これは記者クラブ制度に起因するものかもしれないが、経済紙である『日本経済新聞』しかとりあげないようなイシューでない限り、どの新聞DBを使用しても大きな違いはないと考えることができるであろう。

雑誌記事DBについては、新聞記事DBに比べて整備が不十分であるためか、検索キーワードによって新聞と同様の傾向を示す場合とそうでない場合がある。雑誌記事DBが新聞記事DBより長い期間のデータを

含んでいるといっても、新聞記事DBにおいても雑誌記事DBのようにタイトル検索に限定すればより長い期間のデータを含むものが存在している（『読売新聞』DBの「明治・大正・昭和検索」など）。

国会議事録DBは、新聞記事DBとかなり近い傾向を示すことが明らかとなった。戦後すぐからのデータが整備されているため、新聞記事DBよりも長期間にわたるISを捉えることが可能である。また、本稿でも行ったように委員会や院ごとの特徴を把握することや、あるいは本稿では行わなかったが各号における当該キーワードに関する発言をした人数を数えることで、ISの特徴をさらに把握することができるかもしれない。

本稿では、インターネット検索の動向を捉えることのできるDBについても検討を行った。近年におけるインターネット上の関心の変動を瞬時に把握できる点では有用なツールであるが、インターネット特有のイシューへの関心度が高く析出される傾向があり、また、他のDBによる測定結果との関連性があまり見出せないなど、ISの測定にそのまま使用するには問題がありそうである。

第2に、ISの把握における計量テキスト分析の意義である。ISを測定するために用いるデータが新聞記事や国会議事録等のテキスト形式のデータであるため、検索ヒット件数だけでは入手した情報のうちほとんどの部分を捨て去っていることになる。しかしながら、従来の内容分析の手法を用いることは、あくまで政策形成過程を分析するためにテキストを分析するのであってそのテキスト自体に関心があるわけではない政策形成過程の研究者にとって、コストがかかりすぎる。「KH Coder」を用いることにより、テキスト分析が容易に行え、当該イシューの注目度だけでなく注目されている論点、および、その論調を析出することが可能となる。本稿で少年法を事例として行った分析においても、年ごとに注目されている論点は異なっていたし、新聞記事における記事の種類や国会議事録における委員会等によって注目されている論点異なるこ

とが明らかになった。いわば、「KH Coder」によって、ISの「中身」をより客観的に把握することが可能になったのである。

最後に、今後の課題を4つあげて本稿の結びに代えたい。第1に、ISの高低をある程度客観的に識別するための基準を設定することである。Culpepper (2011) においては、「Mendoza Line」という基準によってそのイシューのセイリアンスの高低を識別した。これは、彼が分析対象としたいずれの国においても高いセイリアンスを示す2つのイシュー（具体的には賃金交渉ルールと年金制度）のうち、分析対象とする国の分析対象期間において相対的にセイリアンスが低いイシューについての、メディアの注目によって測定されるISの値の平均値⁽⁴⁵⁾を指す。この基準によりセイリアンスの高低を区別する線引きができるため、分析対象とするイシューのセイリアンスがこの線を超えたか否かで議論が可能となる。しかしながら、この基準を作る際にはセイリアンスが高いという合意のあるイシューを予め分析者が選び出さなければならず、その際の基準はあまり客観的ではない。より客観性のある形でセイリアンスの高低を識別する基準を作り出す必要があるだろう。

第2に、ISを相対的なものとして認識して分析することである。本稿では、ISを記事数等の絶対値で測定した。しかしながら、有権者や政治家が関心をもつことのできるイシューには限界があると考えられるため、本来は有権者等の関心を惹くことをめぐって競合関係にある他のイシューとの相対値でみるのが適切かもしれない。ただし、それが単

(45) ‘Mendoza Line’ という名称はメジャーリーグの選手およびファンによって用いられている用語に由来する。主に1970年代にピッツバーグ・パイレーツなどでプレーしたMario Mendozaは守備型の選手であり、打率は毎年.200程度と野手としては低水準であった。そこから、メジャーリーガーとして認められる最低の打率を‘Mendoza Line’といい、具体的には.200が基準とされる (Culpepper 2011 : 58)。ここから、ISの高低の基準となる‘Mendoza Line’は、セイリアンスが高いイシュー（野球でいうところのメジャーリーガー）の中で最低のものの平均値と定義されている。

純に新聞記事の総件数に対する割合で把握することができるものなのか、同じ政策領域における他のイシューのセイリアンスの測定値との比較から導き出されるものなのか、あるいは、テレビのワイドショーが扱うような政治から芸能までのさまざまなニュースのとりあげられ方によって影響を受けるものなのか、明らかではない。この点については今後検討していく必要があるだろう。

第3に、ISを説明変数にした政策形成過程分析である。現在のところ、日本政治分析の文脈において、ISを説明変数にした政策形成過程分析としては、著作権法の政策形成過程を分析した京(2011)、食品安全行政を分析した原田(213)、および、厚生労働省の政策形成過程を分析した佐藤(2014)があるが、それらはISを客観的に測定するという作業を行っていない点で不十分である。本稿は、政策形成過程を分析する際にISが手掛かりとなりうることに着目するという点でこれらの研究と関心を共有しているが、それを客観的に測定する方法を追求した点に新奇性がある。本稿は政策形成過程分析の準備段階と位置付けられ、今後は本稿において追求したようなISの測定方法を用いながら、政策形成過程の分析を行うことが望まれる。

第4に、ISを被説明変数にした研究である。ISがいかなる要因によって影響されるかについては、近年のISに関する研究においてなされ始めている(Sill et al. 2013; Leuffen et al. 2014; Lowry and Joslyn 2014; Wagner and Meyer 2014)。ISによって政策形成過程を説明すると同時に、そのISが何によって影響を受けるのかを明らかにすることにより、本稿においても一部検討したISと政策形成過程の内生性の問題の解決につながるのではないかと考えられる。

(46) このほかに暫定的な成果として、少年法の政策形成過程を分析した京(2014)およびKyo(2015)がある。

参考文献

- 有馬明恵 (2007) 『内容分析の方法』ナカニシヤ出版。
- Baumgartner, Frank R., and Bryan D. Jones (1993=2009) *Agendas and Instability in American Politics [Second Edition]*, Chicago and London: The University of Chicago Press.
- Chaney, Paul (2013) “Electoral Competition, Issue Salience and Public Policy for Disabled People: Westminster and Regional UK Elections 1945-2011” *Parliamentary Affairs*, 66: 364-383.
- Culpepper, Pepper D. (2011) *Quiet Politics and Business Power: Corporate Control in Europe and Japan*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Epstein, Lee, and Jeffrey A. Segal (2000) “Measuring Issue Salience” *American Journal of Political Science*, 44-1: 66-83.
- Gormley, William T., Jr. (1986) “Regulatory issue Networks in a Federal System” *Polity*, 18: 595-620.
- 原田久 (2013) 「エビデンスに基づかない政策形成? : 食品安全行政を素材にして」『立教法学』87号: 205-224。
 (2014) 「政策類型と官僚制の応答性: パブリック・コメント手続を素材にして」『立教法学』90号: 144-161。
 (近刊) 「政策特性と官僚制の応答性」『季刊行政管理研究』152号掲載予定。
- Helbling, Marc, and Anke Tresch (2011) “Measuring Party Positions and Issue Salience from Media Coverage: Discussing and Cross-validating New Indicators” *Electoral Studies*, 30: 174-183.
- Herman, Bill D. (2013) *The Fight over Digital Rights: The Politics of Copyright and Technology*, Cambridge University Press.
- 伊藤修一郎 (2002) 『自治体政策過程の動態: 政策イノベーションと波及』慶應義塾大学出版会。
- 樋口耕一 (2014) 『社会調査のための計量テキスト分析: 内容分析の継承と発展を目指して』ナカニシヤ出版。
- 京俊介 (2011) 『著作権法改正の政治学: 戦略的相互作用と政策帰結』木鐸社。
 (2014) 「刑事政策の政治学的分析: 少年法『厳罰化』とイシュー・セリアンス」日本政治学会2014年度研究大会報告論文。
- Kyo, Shunsuke (2015) “Issue Salience and ‘Penal Populism’: Juvenile Lawmaking Process in Japan” Working Paper for Western Political Science Association 2015 Annual Meeting.

- Leuffen, Dirk, Thomas Malang, and Sebastian Wörle (2014) “Structure, Capacity or Power? Explaining Salience in EU Decision-Making” *Journal of Common Market Studies*, 52-3 : 616
- Lowry, William R., and Mark Joslyn (2014) “The Determinants of Salience of Energy Issues” *Review of Policy Research*, 31-3 : 153-172.
- Mahoney, Christine (2007) “Lobbying Success in the United States and the European Union” *Journal of Public Policy*, 27-1 : 35-56.
- 松田憲忠 (2006) 「イシュー・セイリアンスと政策変化：ゲーム理論的パースペクティブの有用性」『年報政治学』2005- 号 : 105-126。
- McCubbins, Mathew D., and Thomas Schwartz (1984) “Congressional Oversight Overlooked: Police Patrols versus Fire Alarms” *American Journal of Political Science*, 28-1 : 168-179.
- Mellon, Jonathan (2013) “Where and When Can We Use Google Trends to Measure Issue Salience?” *PS, Political Science & Politics*, 46 : 280-290.
- 森裕城 (2011) 「利益団体」平野浩・河野勝編『アクセス日本政治論 [新版]』日本経済評論社。
- Neshkova, Milena I. (2014) “Salience and Complexity in Supranational Policymaking: The Case of Subnational Interests” *Governance: An International Journal of Policy, Administration, and Institutions*, 27-1 : 9-36.
- Netjes, Catherine E., and Harmen A. Binnema (2007) “The Salience of the European Integration Issue: Three Data Sources Compared” *Electoral Studies*, 26 : 39-49.
- Riker, William H. (1982) *Liberalism Against Populism: A Confrontation Between the Theory of Democracy and the Theory of Social Choice*, San Francisco: Freeman (森脇俊雅訳 (1991) 『民主的決定の政治学：リベラリズムとポピュリズム』芦書房)。
- Ringquist, Evan J., Jeff Worsham, and Marc Allen Eisner (2003) “Salience, Complexity, and the Legislative Direction of Regulatory Bureaucracies” *Journal of Public Administration Research and Theory*, 13-2 : 141-164.
- 佐藤満 (2014) 『厚生労働省の政策過程分析』慈学社出版。
- 品田裕 (2010) 「2009年総選挙における選挙公約」『選挙研究』26-2 : 29-43。
- Sill, Kaitlyn L., Emily T. Metzgar, and Stella M. Rouse (2013) “Media Coverage of the U.S. Supreme Court: How Do Journalists Assess the Importance of Court Decisions?” *Political Communication*, 30 : 58-80.

Swearingen, C. Douglas, and Joseph T. Ripberger (2014) “Google Insights and U.S. Senate Elections: Does Search Traffic Provide a Valid Measure of Public Attention to Political Candidates?” *Social Science Quarterly*, 95-3 : 882-893.

高橋暁子 (2014) 「Google だけではない！世界の検索エンジンシェア早わかり：Yahoo！誕生から19年。検索はモバイルに流れている!?」 (<http://ascii.jp/elem/000/000/902/902345/index-2.html>, 2015年6月5日最終アクセス)。

Vining, Richard L., and Teena Wilhelm (2011) “Measuring Case Salience in State Courts of Last Resort” *Political Research Quarterly*, 64-3 : 559-572.

Wagner, Markus, and Thomas M. Meyer (2014) “Which Issues do Parties Emphasise?: Salience Strategies and Party Organization in Multiparty Systems” *West European Politics*, 37-5 : 1019-1045.

Warntjen, Andreas (2011) “Measuring Salience in EU Legislative Politics” *European Union Politics*, 13-1 : 168-182.

Wlezien, Christopher (2005) “On the Salience of Political Issues: The Problem with ‘Most Important Problem’” *Electoral Studies*, 24 : 555-579.